文部科学省における再就職等問題に係る調査報告 (最終まとめ)

平成29年3月30日 文部科学省再就職等問題調査班

【目次】	
I はじめに	1
1. 経緯等	
2. 全職員調査や退職者調査など、調査の方法や内容	
3. 最終まとめ	. ა
Ⅱ 再就職あっせんの構造解明について	
1. 平成19年改正国家公務員法の施行時の文部科学省の状況	
2. 再就職あっせんの概況	
3.嶋貫氏を介した再就職あっせんの継続への組織的関与	
4. 再就職あっせん構造と個別事案の関係	15
Ⅲ 再就職等監視委員会から指摘された個別の事案について	17
Ⅳ 文部科学省の調査を通じて判明した再就職等規制違反事案について	29
V 調査結果を踏まえた文部科学省職員に課せられる責任について	
1. 再就職のあっせん構造の構築等に関する責任について	
2. 個別事案における再就職等規制違反行為について	
VI 調査を通じて考え得る再発防止の在り方について	
1. 今回の文部科学省における再就職等問題が発生した原因の考察	
2. 上記原因を踏まえた再発防止の在り方について	
3. 今回の大学等の設置認可等の過程で生じた問題の再発防止の在り方	52
<参考資料>	
1. 文部科学省再就職等問題調査班 名簿	54
2. これまでの調査の経緯について	55
3. ヒアリング実施回数について	
4. 文部科学省在職関係一覧	58
5. 再就職支援業務について	
6. 中間まとめ抜粋(「再就職支援業務について(25.9.11付資料)」について)	
7. 中間まとめで既に国家公務員法に違反すると判断された事案(新たな違反行為者	
が認められた事案を除く)	
8.大学等の設置認可等の審査業務関係職員に対する調査について(概要)	
9.再就職等問題調査班特別班員の所見	78

I はじめに

1. 経緯等

文部科学省は、内閣府再就職等監視委員会より、文部科学省現職職員による早稲田大学に対する他の役職員についての依頼等の規制に違反する行為や、元文部科学省高等教育局長による在職中の求職の規制に違反する行為等が疑われる事案、文部科学省職員が関わった再就職事案等について調査結果の通知を受けるとともに、国家公務員法第106条の18第1項に基づく任命権者による調査を行うことが求められた(再就職等監視委員会委員長通知「調査結果の通知等について」(平成29年1月19日付府再第7号))。

この任命権者調査の要求を受けて、平成29年3月末を目途に再就職等監視委員会に最終的な調査結果を報告するため、1月23日、文部科学大臣の下に、再就職等問題調査班(以下「調査班」という。)を設置し、任命権者たる文部科学大臣による調査を開始した。2月2日には、調査班に、弁護士、民間企業のコンプライアンスの専門家、行政学を専門とする学識者の有識者4名を特別班員として委嘱し、①組織的なあっせん構造に関する調査、②再就職等監視委員会の報告に基づく職員の関与した事案の調査、③全職員への調査、④退職者への調査のうち、まずは①を優先して調査することとした。また、2月3日には、文部科学大臣より、全職員に対し、調査に真摯かつ誠実に対応するよう訓示が行われた。

①の調査の具体的な内容としては、再就職等監視委員会の調査報告書及びこれまで文部科学省の調査で収集された資料等を踏まえ、前川喜平前文部科学事務次官、平成19年に改正された国家公務員法における再就職等規制の導入(平成20年12月31日)以降の歴代文部科学省大臣官房人事課長や人事課職員、職員OBである嶋貫和男氏らに対するヒアリングを行い、職員OBの再就職がどのように扱われてきたか、その全体構造について、時系列で把握することとし、2月6日時点で把握できた範囲での事実等を整理し公表した(2月6日文部科学省再就職等問題調査班公表「特定OBを介した再就職等あっせんの構造について―現時点で把握できた事実等の整理―」)。

2月10日以降には、新たな調査班員(弁護士11名)が参画して、調査班の体制を強化し、再就職等監視委員会の調査報告書に記載のある文部科学省職員や、職員OB、関係する法人や関係者等、合計65名と20団体にヒアリングを行うとともに、文部科学省関係職員のメールについて調査を行うなど、①組織的なあっせん構造に関する更なる調査や、②再就職等監視委員会の報告に基づく職員の関与した事案の調査、これらを通じて判明した新たな事実等についての調査を進めてきた。これらの調査においては、特別班員(有識者)の経験や知見を生かすととともに、

関係者へのヒアリングにおいては、特別班員(有識者)や調査班員(弁護士)が質 疑を主導した。

関係者へのヒアリングの結果等を踏まえて、上記の①、②の調査を中心に事実関係を整理し、国家公務員法上の再就職等規制に違反するか否かについて、2月21日時点で判明した事実等をまとめ公表した(2月21日文部科学省再就職等問題調査班公表「文部科学省における再就職等問題に係る調査報告(中間まとめ)」(以下「中間まとめ」という。))。

2. 全職員調査や退職者調査など、調査の方法や内容

中間まとめの公表後,歴代人事課長や違反が疑われる者等に対するヒアリングの実施や,関係者の記録の精査等により,上記①,②について更なる調査を継続するとともに,新たに再就職等規制違反が疑われる事案について調査を行った。加えて,再就職等規制違反等の徹底した調査を進めるため,特別班員(有識者)の助言,協力の下,文部科学省全職員や退職者への調査(上記③,④)の実施や結果の精査等を行った。この2か月間調査班としてでき得る限りの調査を行い,組織的なあっせん構造の全体像や個別事案の解明を進めてきた。

全職員を対象とした書面調査については、当初2月6日付けで行ったが、調査票の文言について趣旨が十分に伝わっていなかったのではないか、回答者個人のプライバシーへの配慮が十分でない回収方法だったのではないか等の指摘を踏まえ、同月28日付けで再調査を行った。具体的には、全職員約3,000名に対し、調査の趣旨がより伝わるよう説明を加えた上で、本人や他の職員による営利企業等への再就職のための情報提供・依頼の有無等について、記名回答を求めた。回答者が封をして提出し、調査班員(弁護士)の立会いの下で開封を行った。回収率は99.5%であり、再就職等規制等への関与・認知に係るいずれかの質問に該当ありと回答した者が37名であった。これらの者に対して、更に新たに委嘱した調査班員(弁護士4名)が主導してヒアリング等を行い、再就職等規制違反の有無について精査を行った。あわせて、再就職等規制違反に係る情報を幅広く集める観点から、匿名で報告できる窓口を設けた。現在までのところ、本窓口に2件の報告がなされている。

また、全職員調査とは別に、職員や職員OBの再就職に関する情報に触れる可能性が高い人事課の任用関係業務、各局の人事関係業務及び大学の設置や学校法人の寄附行為の認可関係業務に従事していた職員に対し、本人や他の職員による営利企業等への再就職のための情報提供・依頼の有無等について、調査班員(弁護士)が主導してヒアリング等を行い、再就職等規制違反の有無について精査を行った。

退職者を対象とした調査については、再就職等規制導入(平成20年12月31日)以降の文部科学省退職者に対して実施した。具体的には、約600名に対し、離職後の職歴や再就職の経緯等について、記名回答を求め、回収率は約83%であった。再就職の経緯等について確認を行い、調査班員(弁護士)が主導してヒアリング等を行い、再就職等規制違反の有無について精査を行った。

以上を通じて、特別班員や調査班員(弁護士15名)が主導して質疑を行ったヒアリングの対象者は、合計約190名と25団体、ヒアリング回数は300回以上を数えた。

また、本最終まとめの取りまとめに当たっては、特別班員(有識者)の助言、協力の下、あっせん構造や個々の事案について再就職等規制違反等の有無の考察を行った。メール、引継ぎメモ等客観的資料が限られた中で、主として関係者からの任意のヒアリングから、事実関係を認定しなければならず、また、再就職等規制違反の過去の実例が少なかったが、調査全体を通じて得られた結果に基づき、調査班での議論を重ね、II以降のとおり取りまとめた。

3. 最終まとめ

本最終まとめは、国家公務員法第106条の18第2項において準用する同法第106条の17第3項に基づき、再就職等監視委員会に報告するものであり、調査結果報告が予定されていた3月末を目途に、現時点ででき得る限りの調査を行い、組織的なあっせん構造の全体像や、再就職等監視委員会から指摘のあった事案(37事案)、その他新たに判明した個別事案(27事案)の内容を明らかにしたものである。これら事案のうち文部科学省の職員が再就職等規制に違反する行為など国家公務員法に違反する事案は、既に再就職等監視委員会が調査結果をまとめた、吉田大輔元高等教育局長による在職中の求職の規制に違反する行為等に係る事案と併せると62事案となる。

また,これらの事案の調査を通じて,再就職等規制違反が発生した原因を考察し, それを踏まえた再発防止の在り方についての考え方も記述している。

このたびの再就職等規制違反により,文部科学省が失った計り知れない信頼を取り戻すため,文部科学省においては,本最終まとめを踏まえ,徹底した再発防止策を講じる必要がある。

加えて、これまでの調査の過程で、平成29年1月20日付けで行った処分等の際に認定したもの以外の事実が判明したため、改めてとるべき責任について整理し、組織的なあっせん構造の構築等に関係する職員、再就職等規制違反行為を行った職員等については、確認された事実等に基づき、厳正な処分等を行うことが必要

であると考える。

Ⅱ 再就職あっせんの構造解明について

1. 平成19年改正国家公務員法の施行時の文部科学省の状況

(1)改正前の再就職あっせん業務

平成20年12月31日に改正国家公務員法(以下「改正法」という。)が施行される前は、国家公務員は離職後2年間、その離職前5年間に在職していた国の機関等と密接な関係にある営利企業へ就職するときは人事院の承認が必要とされていた。この当時において、文部科学省から営利企業に再就職をする職員は少なく、規制の対象外であった学校法人等の非営利法人に再就職する者が中心であったことから、退職後2年を経ることなく、学校法人等への再就職あっせんを、人事課において業務として行っていた。

文部科学省において人事関係業務を所掌する事務方の幹部職員としては、職位 が高い順に文部科学事務次官(以下「事務次官」という。),文部科学審議官(旧 文部省出身及び旧科学技術庁出身の各1名),官房長及び大臣官房人事課長がい る。

ただし、実態としては、当時の旧文部省系の再就職あっせん業務は、人事課長の下、主として人事課調査官(以下「調査官」という。)や任用計画官が取り扱い、文部科学審議官及び官房長を経由せず、人事課長が直接に事務次官(事務次官が旧科学技術庁出身の場合には、事務次官に次ぐ職位である旧文部省出身の文部科学審議官。以下同じ。)の同意を得て行うことが通例であった。

(2)改正法に対する当時の人事課(課長,調査官,任用計画官等)の認識等

改正法に基づく再就職等規制の導入により、現職職員が再就職に関与できなくなるとともに、職員OBの主な再就職先であった学校法人等の非営利法人も規制対象となることから、改正法の範囲内でどのように対応するのかが大きな課題であった。

現職職員としては、職員OBの再就職には関わることができず、慎重な対応が必要であるという認識であった一方、新設される官民人材交流センターや民間の人材あっせん団体が有効に機能するかについての懸念があった。打開策の見通しが立たないうちに改正法が施行され、職員OBの中で再就職のあっせんを行ってもらうしかないという共通認識が生まれていた。既に離職している個人が後輩のために職業を紹介すること自体は違法ではなく、職員OBを含む外部の者に再就職あっせんを依頼することは、違法性はないものと漠然と認識されていた。

当時の人事課長はじめ人事課職員は、再就職あっせんに協力する意向を持った複数の職員OBがそれぞれ活動していると認識しつつ、特に嶋貫氏は人事課に長く在籍しており人脈も広く、多くの情報を有していることから、同氏の再就職あっせんに期待していた。

人事課職員からのヒアリングにより把握できた当時の認識は以上のとおりで

あったが、改正法施行直後から、施行前に現職職員が取り扱っていた再就職案件を職員OBである嶋貫氏のみに頼るのは現実的に困難であったと推測される。そこで再就職等規制違反が疑われる個別事案について調査を進めた結果、遅くとも平成22年には、直接的な再就職等規制に違反する行為が行われていたことが確認された。

2. 再就職あっせんの概況

(1) 嶋貫氏によるあっせんの開始

嶋貫氏は、改正法施行により現職職員が再就職あっせんを行うことができなくなったことを受け、このままでは多くの後輩が困難を抱えることとなるため、自身の経験を生かした支援ができないかという思いから、平成21年7月の文部科学省退職後、再就職あっせんを行うようになった。

嶋貫氏は、改正法施行前における人事課のあっせんにより、文部科学省退職直後に財団法人教職員生涯福祉財団(平成24年4月に一般財団法人に移行。以下「財団」という。)の審議役(年収約700万円)に再就職し、退職後の教職員の社会貢献活動に関する新事業の企画に従事するとともに、同時期に、保険代理店である株式会社第一成和事務所顧問(年収約500万円)にも前任者(元調査官)の紹介により再就職し、その勤務の傍ら職員OBの再就職あっせんを行っていた。

嶋貫氏としては、再就職あっせんをボランティアベースの活動と認識しつつも、他の職により生計を立てて活動していたことになる。このような嶋貫氏の活動の環境整備を平成21年当時の事務次官をはじめ幹部職員が積極的に支援したのではないかとの推測も含めて調査を行ったが、平成21年から少なくとも平成24年まではメール等の物証がほとんど残っていない時期であり、関係者に対するヒアリング等からはそこまでの証言は得られなかった。

(2)再就職あっせんの態様

任用計画官が異動に当たり再就職等に係る作業を引き継ぐ際のメモが複数確認された。

○平成22年7月頃作成の引継ぎメモに記載のある内容

【再就職の紹介】

- 手順
- 1. 職員(職員OB)の再就職については、現在、某氏を中心として調整を行っている。

某氏は、ケースに応じ、間に人を介したりしながら再就職先や職員(職員OB)と接触し話をまとめる。

- 2. 例えば、国立大学法人の理事・事務局長の再就職の場合について概ね次の流れで進行。
 - ① 某氏と相談しながら再就職先の案を確定
 - ② 省内意見調整
 - ③ 調整の段取り案を作成し、某氏と相談
 - ④ 段取りに従い、某氏が中心となって再就職先への候補者の提示や、候補者にる職員(職員OB)への再就職先の提示等
- 3. なお, 某氏の取扱範囲は基本的に概ね次のとおりであるが, 場合に応じ柔軟に対応。
 - ① 本省の幹部職員が退職する場合。
 - ② 国立大学法人等の理事・事務局長が退職する場合。
 - ③ 青少年施設の所長が退職する場合。
 - ④ ①~③の再就職がうまくいかず、再度調整の必要がある場合。
 - ⑤ ①~③の再就職につながる,2回目以降の再就職(軽微な仕事)を紹介する場合。
 - ⑥ 本省の幹部職員(幹部職員OB)からの依頼。
 - ⑦ 国立大学法人の理事等から強い要請がある部長等が退職する場合。(軽 微な仕事)

平成22年7月頃に作成された引継ぎメモ(以下「引継ぎメモ1」という。)中の手順の1.においては、「ケースに応じ、間に人を介したりしながら再就職 先や職員(職員OB)と接触し話をまとめる」と記載されている。関係者のヒアリングからも、このような実態が確認された。

再就職先を検討する端緒としては、職員OBから後任を紹介してほしい旨の依頼を受けて検討を始めるケース、求人側からの依頼を受けて候補者の検討を始めるケース、再就職先における定年を迎える者や一定の在職期間を経過した者の後任の検討を行うケースなど、様々な様態があったと考えられる。これらの依頼は、嶋貫氏が直接入手したもの以外では、多くは、調査官、任用計画官を経由して嶋貫氏に伝えられていた。その中には、文部科学省幹部職員が関与したものも含まれていた。他方、嶋貫氏との個人的関係から、人事課を経由せずに、他の部署の現職職員が得た求人に関する情報を直接嶋貫氏につないでいた事案も確認されており、嶋貫氏が調整していた再就職あっせんは、必ずしも人事課を経由したものばかりではないことが認められる。

「引継ぎメモ1」中の手順の2. においては, 某氏と相談しながら再就職先を調整していること, 「省内意見調整」等を行うことの記載がある。

「①某氏と相談しながら再就職先の案を確定」に関し、調査官や任用計画官が 嶋貫氏と頻繁に情報のやりとりを行う中で、再就職先の案を確定していたことが

確認された。この過程において、人事課長や事務次官に調整案を伝えていた事案 も確認された(「②省内意見調整」については(3)②で詳述。)。

また、調査した事案から、再就職先の調整過程において誰がどこに接触するかの役割は一律ではなく、事案によっては、調査官、任用計画官、嶋貫氏以外にも事務次官等の関与が見られる。このことから、調査官や任用計画官が「調整の段取り案を作成し、某氏と相談」し、このような「段取りに従い、嶋貫氏が中心となって再就職先への候補者の提示や、候補者たる職員(職員OB)への再就職先の提示等」を行っていたことが確認できる。

「引継ぎメモ1」中の手順の3.では、取扱範囲についての記載がある。

退職者調査で嶋貫氏からの紹介があったと回答した者については、本省幹部職員、国立大学法人の理事・事務局長又は青少年自然の家所長等を経験して退職した者がほとんどである。また、2回目以降の再就職で嶋貫氏による紹介を受けたと回答した者もおり、この傾向は、「引継ぎメモ1」の記載と一致し、嶋貫氏の説明とも合致している。

以上を踏まえると、「引継ぎメモ1」の記載内容は、作成当時の嶋貫氏を介した再就職あっせんの態様を相当程度表していると考えられ、平成22年7月以前から、既に職員OBが再就職していた法人等に後任をあっせんする等の再就職等規制違反が存在していたと考えられる。

(3) 人事課における再就職あっせんへの関与

嶋貫氏を介した再就職あっせんが文部科学省において大きな役割を果たしていることは人事課を中心に認識されており、任用計画官等の職にある者は、嶋貫氏から職員や職員OBに関する履歴等の情報提供依頼があれば、職務ではないにも関わらず対応すべきものと考えていた。

(2)で述べたように、「引継ぎメモ1」が確認され、遅くとも平成22年7 月以降、職員や職員OBの再就職について嶋貫氏が中心となって行う外部との調整や同氏への情報提供等について、任用計画官にとっては本来業務ではないものの、定型化された作業として継続されてきたことが認められる。

①嶋貫氏への情報提供等

嶋貫氏への情報提供等は,主として調査官又は任用計画官から,メールにより, 又は直接来省した際に頻繁に行われてきた。

調査官から嶋貫氏への情報提供は、調査官に職員OBや大学等関係者からもたらされた求人情報が中心であるが、事務次官や人事課長が嶋貫氏への情報提供を指示等していたケースも確認された。これらの調査官から嶋貫氏への情報提供は、多くの場合、当該情報を嶋貫氏に伝えることで外部との具体的な調整に着手されることを期待して行われていたと認められる。また、同種の情報は、任用計画官から嶋貫氏に提供されることもあった。

任用計画官から嶋貫氏への情報提供は、例えば退職予定者リストのように、多くの場合、氏名、職名、生年月日等の市販書籍に掲載されている職員情報や、当該情報に人事課内に蓄積されていた再就職先などの情報を加える等の形で行われていたことが認められる。提供する情報は基本的に公表されている情報との認識であり、被掲載者本人の了解を得ることはなかった。

嶋貫氏が資料を作成するに当たっては、自分自身ではワープロを使わないため 手書きで作成し、ワープロでの清書とメールでの送付を任用計画官に依頼するこ とが通例であった。任用計画官は、このような作業について、時には調査官に相 談しつつ、嶋貫氏との間で勤務時間中に職場のパソコン等を用いてやりとりを行 っていた。

このような資料は、再就職の調整状況等を整理するために作成されたものであり、随時更新が行われていた。その記載内容には、実際に実現したものと実現しなかったものが含まれる。

これらの関与について、任用計画官へのヒアリングからは、人事課OBである 嶋貫氏との関係から、要請又は指示を断れる心理状況ではなかったこと、前任者 から引き継がれており、行うべき作業と認識せざるを得なかったこと等の事由が 存在していたことが推測できるが、当該作業が継続されるうち、組織的な関与の 中に組み入れられた作業として認識されるようになった。

これらの嶋貫氏への情報提供等は、案件によっては人事課長や事務次官に報告するという形で組織的に共有されており、事務次官をはじめ文部科学省が組織として嶋貫氏の活動に関与したと捉えざるを得ない。

②再就職あっせんの仕組みの構築・運用

「引継ぎメモ1」には、嶋貫氏を介した再就職あっせんの手順が具体的にまとめてあり、また「②省内意見調整」と記載されている(p7参照)。また、平成27年3月頃に作成された引継ぎメモ(以下「引継ぎメモ2」という。)では、「引継ぎメモ1」と同趣旨の記載として「嶋貫代表、調査官と調整を行い、再就職先を決定」とあり、「再就職先の情報ペーパー作成」及び「線引き作成」が、「代表の要請を受けての資料作成等」とは別に記載されている。平成28年3月頃に作成された引継ぎメモ(以下「引継ぎメモ3」という。)では、「代表関係」と「課内関係」の資料が分類されて位置づけられている。

○平成27年3月頃の引継ぎメモに記載のある内容

- (1) 再就職関係
- ①嶋貫代表,調査官と調整を行い,再就職先を決定
 - ・再就職先の情報ペーパー作成
 - ・線引き作成
 - ・代表の要請を受けての資料作成等
- ②再就職等監視委員会対応

- ・再就職状況の届出の提出を各再就職者に対し依頼(事前届出を含む)
- 係に提出された届出の内容チェック(公表内容のチェック)
- ・公表内容を見た再就職等監視委員会からの質問に対する対応 退職後2ヶ月以内に再就職した者に対しては詳細な状況報告を求められる
- (例) いつ,誰から声がかかり,いつ,誰と面談を行い決定したか等 誰から声がかかったかについては,基本的に代表ではない誰かとする (前任者や代表に依頼してきた者等,何かの際に協力してもらえる者) 面談日程等については代表と本人に確認
 - (3月退職,5月再就職の場合,4月中に最終面接があったとする等,適宜,再就職者と調整しておく必要有り)

最近, 詳細に報告しないと本人及び再就職先にヒアリングすると言われている

今年は15人程度,全員とヒアリングしたいので日程調整して欲しい旨,言われた(最終的には,こちらで状況を把握し,全員分の経緯を作成し,了解を得た)

○平成28年3月頃の引継ぎメモに記載のある内容

- ○資料の作成
- 1. 代表関係
 - ①国立大学法人理事·事務局長一覧(年齢別)
 - ②青少年施設の所長一覧(58歳以上)
 - ③その他(官房付, 専スタ, 高専校長, 独法理事等, 所長局長経験者など)
 - ④年齢別・退職年度一覧
 - ⑤調整が必要なOB名簿,進行状況,ポスト一覧(代表からの指示)
- 2. 課内関係
 - ①私学と監事交流
 - ②生命保険会社等顧問(共済からも同様の資料依頼がある)
 - ③線引き
 - ④ポスト概要
 - ⑤経緯メモ

このことについて,調査を通じて,再就職あっせんの仕組みの中で文部科学省幹部職員の関与したものとして,以下のような事実が確認されている(以下,肩書は行為当時のもの)。

(嶋貫氏を介して再就職あっせんを行った事案)

・IV (6) で認定されたとおり、嶋貫氏の再就職あっせんが継続できるよう、前川喜平官房長、伯井美徳人事課長は、それぞれ自ら有限会社国大協サービスへの要請を行う等の調整に動いていた。

- ・後掲3. のとおり、嶋貫氏の再就職あっせんが継続できるようにするための検討状況が、山中伸一事務次官にも報告されていた。
- ・退職予定者の再就職先について、嶋貫氏が調整している状況が人事課職員から伯井課長に報告され、同じ内容が山中事務次官にも報告されていた。
- ・IV(5), (10), (14)で認定されたとおり、複数の者に対して、山中事務次官から退職後の再就職先が伝えられていた。
- ・Ⅲ(17),(29),(34)で認定されたとおり,藤江陽子人事課長に,嶋貫氏が職員〇Bの再就職先の調整を進める中で,嶋貫氏からの状況報告がもたらされていた。特に,(34)では,人事課室長級職員による嶋貫氏への連絡で,藤江課長が了解した旨の報告が伝えられていた。
- ・参考資料7(33)で認定されたとおり、藤江課長は、自らが再就職あっせんに関与していた。
- ・Ⅲ(17), (29)で認定されたとおり, 前川文部科学審議官に, 嶋貫氏が退職予定者や職員OBの再就職先の調整を進める中で, 嶋貫氏からの状況報告がもたらされていた。いずれにおいても, 人事課室長級職員による嶋貫氏への連絡で前川文部科学審議官が「了解」したとして伝えられていた。
- ・Ⅲ(30),参考資料7(27)で認定されたとおり,前川文部科学審議官は,職員OBに退任の意向確認を行ったり,現職職員に再就職先の提示を行ったりする等,自らが再就職あっせんに関与していた。

(嶋貫氏を介さずに、再就職あっせんを行った事案)

- ・IV (3), (4)で認定されたとおり、関靖直人事課長は、清水潔事務次官とも相談しながら、自らが再就職あっせんに関与していた。
- ・再就職等監視委員会調査報告書に記載されているとおり,吉田元高等教育局 長の再就職に際し,人事課室長級職員及び補佐級職員が行った再就職あっせ んに,藤原章夫人事課長,山中事務次官が関与していた。
- \cdot IV (25), (26) で認定されたとおり、藤江課長は、自ら再就職あっせんに関与していた。

上記の例を含め、人事課職員等が嶋貫氏を介さず、直接的に営利企業等への再就職のための情報の提供・依頼等を行った事案が30件確認された。

「引継ぎメモ3」の「②生命保険会社等顧問」に関連するものとしては、以下のような事実が確認されており、人事課における関与が継続的に見られることからも文部科学省における組織的な関与が認められる。

- ・生命保険会社等の顧問ポストに、職員OBが継続的に再就職している例が見られる。
- ・職員OBが再就職している生命保険会社等の顧問ポストの変遷を人事課で整理した資料が存在していた。
- ・「引継ぎメモ1」において、生命保険会社等との相談予定が記載されていた。
- ・IV (7), (8)で認定されたとおり、生命保険会社等の顧問ポストに関連し、文部科学省職員の元に後任紹介の相談が来ていた。

・参考資料7(35)で認定されたとおり、藤江課長は、自らが保険会社等の 顧問ポストのあっせんに関与していた。

また,「引継ぎメモ2」にある「再就職先の情報ペーパー」,「引継ぎメモ3」にある「④ポスト概要」は,再就職先の情報管理を人事課内で行っていたことがうかがえる。

「引継ぎメモ2」,「引継ぎメモ3」に共通して記載のある「線引き」は,人事案の検討に用いるもので,ポストと候補者を対応させた資料の通称である。

これらの資料が、「引継ぎメモ3」において「課内関係」に分類されて位置づけられていることから、人事課内での主体的な資料作成が存在していたと考えられる。また、文部科学省側から求人情報に対する候補者を嶋貫氏へ提供していた事業も存在していたこと、嶋貫氏が関与することなく直接職員が再就職あっせんを行っていた事案が存在していることに鑑みると、再就職先の検討が人事課内でも行われていたことを示すものと考えられる。

これまでの調査で確認されたこれらの事案を踏まえると、嶋貫氏が行う再就職あっせんが、全く文部科学省幹部職員の意向を確認することなく進められていたとは考え難く、案件に応じて、再就職あっせんの調整に関して、嶋貫氏からの案の提示や調整状況の共有が文部科学省幹部職員との間でなされていたと考えられる。

これらに鑑みると,「引継ぎメモ1」に記載のある「省内意見調整」が存在していたと見るべきであり,再就職あっせんの仕組みは,文部科学省の組織的な関与の中で運用されてきたと評価せざるを得ない。

さらに、「引継ぎメモ2」に見られる「②再就職等監視委員会対応」の内容からは、嶋貫氏を介した再就職あっせんの仕組みについて、再就職等監視委員会から隠ぺいしようとする意図が読み取れる。後の再就職等監視委員会から指摘された「文部科学省早稲田大学事案」における人事課による隠ぺい行為が行われた要因には、このような人事課内における組織的な土壌が根底にあったと考えられ、構造的な問題が既に存在していたと考えられる。

(4) 人事課以外の職員の関与

これまでの調査において、参考資料7(22), (31)等のように、文部科学省の組織的な関与の中での再就職あっせんの仕組みを了知していたとまでは言えない職員が、再就職等規制違反に当たる行為を行っていたことが確認された。

これらの多くは、自らが受けた情報が文部科学省現職職員又は職員OBの求人情報であることを認識しつつ、人事課又は嶋貫氏に話を伝えれば上手く処理をしてくれるとの期待があったと考えられる。職員が受けた求人情報を人事課に伝える行為が、直接的には再就職等規制違反行為に当たらない場合であったとしても、規制の趣旨に照らせば、不適切な行為であったと言わざるを得ない。

本来であれば、人事課に当該情報が伝わった段階で、適切な対処方策が人事課

より当該職員に伝えられるべきであったにもかかわらず、再就職等規制違反事案が複数件発生したことは、職員の再就職等規制への理解不足のみならず、人事課を中心とした文部科学省の組織的な関与の存在に原因があったと考えられる。

3. 嶋貫氏を介した再就職あっせんの継続への組織的関与

平成24年以降,平成26年1月の嶋貫氏による文教フォーラム設立までの一連の過程において,主として文部科学省人事課が組織的に,嶋貫氏を介した再就職あっせんを継続的に行う環境作りに関与してきた。

(1)嶋貫氏の教職員生涯福祉財団の退職

國分理事長は、遅くとも平成25年6月までには、このような意向を金森越哉事務局長(元文部科学審議官。平成25年6月に専務理事に再就職し事務局長と兼務となった。)や嶋貫氏に伝えた。専務理事に再就職した金森氏は、國分理事長の意向を踏まえ、調査官にこの旨を相談した。

この頃には、伯井課長をはじめとする人事課職員が、嶋貫氏を介した再就職あっせんが継続されないと困ると考えるまでに、同氏の役割に依存する状況になっており、中間まとめ II. 1 で示したように、調査官等が嶋貫氏と共同して、公益財団法人文教協会や国大協サービスなど、同氏の再就職あっせんの活動場所を検討し、「再就職支援業務について(25.9.11付資料)」を作成している。この内容は、当時の伯井課長や山中事務次官にも報告が行われている(この資料は、清水氏(財団顧問弁護士・元事務次官)からの問合せに答える形で、調査官から清水氏にメールで送信されたが、文教協会からの業務委託に関しては、國分理事長の意向に沿うものではなかったため、このままの形では実現されなかった。)。

中間まとめ II. 1 で示したように、平成 2 4年 5~6月頃、前川官房長(前事務次官)から文部科学省 O B である国大協サービス役員に対し、再就職あっせんを行わないか打診をしたが、同年 7月、同役員は、営利企業でありボランティアベースでの再就職あっせんは困難であるとともに、保険代理店業にしっかり取り組みたいとの理由で断った。その後、平成 2 5年 8 月頃、伯井課長から早田憲治社長に対し再度打診があったが、同様の理由で断っている。

(2) 文教フォーラムの設立と人事課等の関与

(1) のような経緯を経つつ、嶋貫氏は平成25年12月に財団を退職し、その後、中間まとめ II. 1で示したように、実際に嶋貫氏は、教育行政に関する出版事業等を行うとともに、職員OBが集うサロンを運営するため、平成26年1月に任意団体として「文教フォーラム」を設立した。

併せて嶋貫氏は、文教協会が新たな火災保険事業等を展開するため、人事課OBとして文教協会の参与(無報酬)に再就職し、同氏の再就職に際して新たに賃借された分室(郵政福祉虎ノ門ビル3階)で執務した。嶋貫氏の業務を補佐するため、財団から文教協会に事務職員を派遣し、分室で勤務させた。

事務職員の給与(年間約400万円)は、保険業務について関連がある財団が 負担するとともに、執務室賃料(年間約300万円)は文教協会が負担したが、 執務室において文教フォーラムとしての活動も行うことを考慮し、嶋貫氏は平成 25~27年の3年間で計1、150万円を文教協会に寄付している(文教フォーラムは任意団体であり、執務室の賃貸借契約を結ぶ上で文教協会の法人名義が 必要であったが、文教フォーラムは平成28年4月に一般社団法人となった。)。

さらに嶋貫氏は、同月に明治安田生命保険相互会社顧問に再就職した。これは 同氏を中心とした再就職あっせんの中で、前任の遠藤昭雄氏(元国立教育政策研 究所長)を新たに第一生命保険顧問に充て、自ら調整したものと認められる(月 2日勤務で年収約1,000万円)。

なお、同月に、文部科学省共済組合による新たな団体扱火災保険が開始されたが、この制度幹事代理店は嶋貫氏が顧問を務める第一成和事務所であり、集金機関は同氏が参与に再就職した文教協会とされた(平成27年度集金手数料収益693、417円)。

こうした状況から、平成24年4月以降、遅くとも平成25年6月までには、 人事課と嶋貫氏は共同して、事務次官への報告を行いつつ、同氏が文部科学省を 退職して以降実施してきた再就職あっせんを継続できるよう、同氏の活動場所や 報酬の確保を図ろうとしていたと認められる。

また、役員に職員OBが再就職している財団や文教協会は、それぞれ審議役や 参与といった職務を嶋貫氏に与えており、ヒアリングから証言は得られなかった とはいえ、外形的には同氏の再就職あっせんの環境整備に協力したものと見られ ても仕方ない状況であった。

(3) 再就職あっせん構造における一連の組織的関与の位置づけ

嶋貫氏の財団退職が問題となった時期から文教フォーラムの設立までの時期における人事課を中心とした組織的な関与を踏まえると、少なくともこの時期には、これら事務次官以下幹部職員の間で、再就職あっせん構造の構築・運用への文部科学省としての組織的な関与が認識されていたと考えられる。

当時の一連の環境作りに関与した事務次官以下幹部職員には、嶋貫氏を介した 再就職あっせんの仕組みについて、適法な形に是正する契機を放置したという責 任だけではなく、組織的な関与の中でその後も継続して運用できる環境を構築し たという責任が認められる。

4. 再就職あっせん構造と個別事案の関係

(1) 嶋貫氏を介した再就職あっせんの仕組みと組織的な関与

1. で示したように、嶋貫氏を介した再就職あっせんの仕組みは、再就職等規制導入(平成20年12月31日)以前まで人事課において行っていたものが、再就職等規制導入により現職職員が関与できなくなったことを契機とし、その対応の一つとして、規制対象外である職員OBが再就職あっせんを行うことは違法ではないとの軽信と、人事課OBである嶋貫氏の存在が大きく影響し、運用されるようになったと考えられる。

また、遅くとも平成22年には直接的に再就職等規制に違反する行為が行われていたことが確認され、その後も嶋貫氏を介さず、直接的に営利企業等への再就職のための情報の提供・依頼等を行った事案も確認されたこと等から、規制導入以降も、再就職あっせんを嶋貫氏のみに頼るのではなく、人事課職員が再就職あっせんに関わってきたと考えられる。

- 2. で示したように、「引継ぎメモ1」、「引継ぎメモ2」、「引継ぎメモ3」の存在や、個別事案でも認定されたように、調査官や任用計画官が嶋貫氏と再就職先の案を確定する過程において、人事課長や事務次官に調整案を伝えていた事案が見られたこと等から、「省内意見調整」が存在していたと見るべきであり、嶋貫氏を介した再就職あっせんの仕組みは、文部科学省の組織的な関与の中で運用されてきたと評価せざるを得ない。
- 3. で示したように、特に、嶋貫氏を介した再就職あっせんが継続できるように環境作りに関与した事務次官以下幹部職員には、その後も継続して再就職あっせんを運用できる環境を構築した責任が認められる。

(2) 構造の中で行われてきた再就職あっせん

調査を通じて、具体的な違反行為が認定されたものの多くは、(1)で示した再就職あっせん構造の中から生まれてきたものと考えられる。

嶋貫氏を介した再就職あっせんでは、嶋貫氏の下に集約された求人情報と職員情報のマッチングが行われていた。その情報の中には、嶋貫氏が独自に収集した情報も含まれるが、特に職員情報については、退職予定者リスト等を始め、その多くは人事課職員を介して提供されていたと考えられる。これらの情報提供は、嶋貫氏を介した再就職あっせんを前提として行われていたと考えられる。

また、嶋貫氏を介することなく、人事課長、調査官、任用計画官等が直接的に 再就職あっせんを行った事案も確認されている。

以上を踏まえ,再就職等規制導入(平成20年12月31日)以降に文部科学 省現職職員又は職員OBが再就職した事案には,本人の規制に対する認識の程度 の差はあるにせよ,現職職員の関与を明確に否定する根拠がない限り,再就職等 規制に違反する行為,又は,趣旨に反する不適切な行為が介在していた可能性を考え,個別事案の調査を行った。後掲Ⅲ,IV及び参考資料7に掲げる個別事案は,調査を通じて具体的な違反行為が認定された事案等であるが,個別事案に上がっていない事案を含めて,構造の構築・運用に関与した事務次官以下幹部職員等の責任は,厳しく問われるべきものである。

(参考) 嶋貫氏の経歴等

嶋貫氏は、昭和43年に北海道大学に国家公務員として採用され、昭和49年に 文部省に転任した。昭和52年4月から平成17年6月まで、大学に出向した時期 を除き、専ら大臣官房人事課で勤務した後、初等中等教育局参事官(課長級)を経 て、北海道大学理事・事務局長となり、平成21年7月13日に文部科学省を退職 した。

嶋貫氏は、当時の国家公務員中級試験採用の職員であり、本省課長級ポストを経て、審議官級以上の経験者が再就職することが多い旧帝国大学の理事に再就職するなど、特に人事関係の職務において能力・経験ともに高く評価される職員であった。 嶋貫氏の勤務していた当時の文部省大臣官房人事課は、人事課長以下、総務班、審査班、任用班、給与班、福祉班に分かれており、職員の任用関係の業務については、任用班で行っていた。嶋貫氏は、文部省及び文部科学省在職中の平成12年4月1日から平成17年6月30日まで約5年間、任用班主査、調査官及び大臣官房企画官として、職員の任用関係の業務を行う事実上の責任者として勤務しており、当時は改正法施行前であったことから、職員OBの再就職あっせんに係る業務も行っていた。

また、当時から現在に至るまで、人事課職員は職員の任用や給与を扱うという専門性及び秘匿性の高い業務であることから、人事課長等の限られた者以外、多くの職員が人事課内で人事異動を繰り返している状況にある。

このように、嶋貫氏は、長い人事課経験を持ち、調査官や企画官などの要職を歴任しており、その後の再就職あっせんに関係する人事課職員と密接な上下関係を持っていた。

Ⅲ 再就職等監視委員会から指摘された個別の事案について

調査班において、関係者のヒアリング等を踏まえて、事実関係を整理した結果、平成29年2月21日に公表した中間まとめにおいて、再就職等監視委員会から指摘を受けた37事案のうち、25事案について国家公務員法(以下III、IV及び参考資料7において「法」という。)第106条の2第1項の規定に違反するとともに、1事案は大学の設置認可に関する情報や是正意見に対するアドバイスを設置審査とは関係がない部署の職員に提供するという、設置審査の信頼性を大きく損なう法第99条の信用失墜行為に該当すると判断した。

中間まとめ公表後、調査班では、個別事案について、引き続き調査・検討を行った結果、新たに8事案について法第106条の2第1項の規定に違反すると判断した。また、2事案について、法第106条の2第1項の規定に違反するとまでは言えないものの再就職等監視委員会から指摘を受けたことを踏まえれば再就職等規制違反となりかねない不適切な行為であると判断した。

中間まとめを公表するにあたり、個人や団体等の名前を公表することについては、特に特別班員(有識者)からプライバシーや団体の風評という点を考慮して慎重に取り扱うべきとの意見があったこと等も踏まえ、本最終まとめにおいては、既に関係する全ての職員が法に違反すると判断された事案については、後掲の参考資料7に記載することとし、それ以外の事案については、本文に記載することとする。

なお、中間まとめと同様に、再就職等監視委員会の調査報告書での記載又は文部科学省の調査で明らかになった団体名、事案発生時に本省課長級以上の文部科学省職員、退職時に本省課長級以上の職であった文部科学省OBについては、名前を公表することとするが、文部科学省と関係のない外部の人物については名前を公表しないこととした。中間まとめで個人の氏名をアルファベットで表記したものについては、本最終まとめにおいても、同じアルファベットを用いている。

【調査報告における団体名等の公表について】

「文部科学省における再就職等に係る調査報告(中間まとめ)における団体名等を公表することについて」(平成29年2月27日)において示したところであり、文部科学省のHPにも掲示されているが、法上の再就職等規制について違法性が問われるのは、再就職のあっせんを行った文部科学省の現職職員等であり、今回、公表した団体・文部科学省の現職職員以外の個人は再就職等規制に抵触するものではなく、違法性がないことを改めて明記しておく。

(1) 指摘を受けた「学校法人二本松学院(京都工芸大学)事案」について

- 平成25年2月22日,学校法人二本松学院京都美術工芸大学aが人事課室 長級職員Aの下を訪れ,事務部長の候補者について相談した。この時点で人事 課室長級職員Aは文部科学省OBの再就職先としての求人であるということ を認識していた。
- その後,同年3月4日,更に詳細な雇用条件等の教示がなされているが,これは人事課室長級職員Aの依頼に基づくものであった。
- なお、aより相談のあった事務部長についての採用は行われなかった。 以上を踏まえると、人事課室長級職員Aがaに対して勤務条件等地位に関する情報提供の依頼をしたことは、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「当該地位に関する情報の提供を依頼」したものと考えられる。

(6) 指摘を受けた「元文科省職員工藤敏夫氏の私学への再就職事案」について

- 人事課室長級職員Aと文部科学省OBである工藤敏夫氏は同郷の仲であり、 従前交流があったことから平成26年6月18日に宴会で席を共にした。その 際に工藤氏は人事課室長級職員Aに対し、自身の再就職に関する嶋貫氏の調整 状況を尋ねた。それを受けて人事課室長級職員Aは、嶋貫氏に工藤氏の再就職 の調整状況を確認し、宴会の翌日、人事課室長級職員Aは「昨日はありがとう ございました 私学の件については、時間がかかっており申し訳ございません いずれ嶋貫氏から連絡を入れさせていただくことになりますが、今しばらくお 待ちください」とのメールを送付している。人事課室長級職員Aは、嶋貫氏が 工藤氏の再就職について調整を行っていることを把握した上で、工藤氏が私立 大学への再就職を引き続き希望しているという状況を伝えていると言える。
- その後,工藤氏は同年10月に日本体育大学シニアアドバイザーとして再就職をしている。

以上を踏まえると、人事課室長級職員Aが嶋貫氏に対し、工藤氏の状況を伝えたことは、嶋貫氏が工藤氏の再就職に関する調整を行っていたことに鑑みると、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であった者に関する情報を提供」したものと考えられる。

(9) 指摘を受けた「新潟県立看護大学事案」について

○ 平成27年1月21日,人事課室長級職員Aは,新潟県立看護大学bから,同大学役員の職務・給与等の情報をメールにて送付され,同大学への現役職員

の出向の可能性を検討したが、適任者がいなかった。

- そこで、人事課室長級職員Aは国立大学法人に出向中の職員Jを役員候補として挙げ、職員Jの所属する大学の理事に対し、職員Jの早期退職及び新潟県立看護大学への再就職の意向の確認を依頼した。同年2月9日、職員Jは早期退職及び再就職を希望する旨を理事に伝え、その結果が、人事課室長級職員Aに伝達されている。また、同日人事課室長級職員Aは人事課補佐級職員Cに対し、1月21日付けの新潟県立看護大学の役員の職務・給与等の情報が記載されたメールを転送し、人事課補佐級職員Cはそのメールを受信後、嶋貫氏が代表を務める文教フォーラムに対し、職員Jの略歴及びbのメールアドレスを送付している。
- その後, 嶋貫氏より b に職員 J が紹介され, 最終的に平成 2 7年 4 月に職員 J が役員に再就職した。
- 人事課室長級職員Aが職員Jの意向を理事を通じて確認したことや同大学の求人情報のメールを人事課補佐級職員Cに転送したことは、人事課補佐級職員Cによる嶋貫氏への情報提供の不可欠な前提となっており、人事課補佐級職員Cの情報提供行為の一部を構成しているといえる。

以上を踏まえると、人事課室長級職員A及び人事課補佐級職員Cによる職員Jの再就職に係る上記行為は、嶋貫氏が職員Jの再就職に関する調整を行っていたことに鑑みると、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。

(10) 指摘を受けた「出澤忠氏(日本大学本部学務部付審議役調整中)事案」に ついて

- 文部科学省OBである日本大学本部学務部付審議役のLによれば、平成26年12月頃、翌年4月末で定年退職となる旨を嶋貫氏に伝えた。また、平成27年当時、早期退職し再就職することを検討していた出澤忠教育分析官から相談を受けた人事課室長級職員Aは、嶋貫氏に対し、出澤分析官の意向を伝えた。これらを受け、嶋貫氏はLの後任として出澤分析官を充てることを検討した。
- その後、嶋貫氏は、出澤分析官に再就職先候補として同大学本部学務部付審 議役のポストを提示し、同ポストに就いていたLと出澤分析官の面談をとりも った。面談の際、出澤分析官はLより同大学の仕事の内容について話を聞いた ことが確認された。
- なお、出澤分析官の同大学への再就職については途中で立ち消えとなったことが確認された。

以上を踏まえると、人事課室長級職員Aが嶋貫氏に出澤分析官の再就職の意向を伝えたことは、その結果嶋貫氏が出澤分析官の再就職に関する調整を行ったことに鑑みると、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員…に関する情報を提供」したものと考えられる。

(12) 指摘を受けた「愛知学院大学事案」について

- 平成26年6月21日,浅田和伸高等教育企画課長は愛知学院大学において 講演を行い,講演後のパーティー会場にて,同大学のcから,同大学の将来構 想等を検討する「戦略企画室」(同年発足)に文部科学省から専任で人を出して いただけないかとの求人依頼を受けた。同月24日,浅田課長は,本件につい て人事課室長級職員⑦及び人事課室長級職員Aにメールにて情報提供を行っ た。
- その後,浅田課長は同大学に対し、上記求人依頼の検討状況について「その後どうか」と情報提供依頼を行った。これを受け、同年7月3日、同大学から浅田課長に対し、戦略企画室への求人について追って正式に依頼をさせていただきたい旨のcからの文書がメールにて送付された。
- 浅田課長によると、上記求人依頼について、現役出向であると認識していた とのことだった。
- 他方, cによると,同年6月21日に浅田課長に対し求人依頼を行った際には,できれば専任でそれが無理であれば出向で,という形で依頼を行い,専任であればもちろん文部科学省○Bを想定していたとのことだった。
- また,本事案に先立つ同年1月に,浅田課長は後述するIV(17)において, 千葉商科大学からの求人依頼について,文部科学省○Bの再就職の可能性も想 定した上で,人事課室長級職員⑦に情報共有するとともに,同大学側に対しポ ストに関する情報提供依頼を行っている。
- これらを踏まえると、浅田課長は愛知学院大学からの求人依頼について、文 部科学省OBの再就職も可能性として含まれるものであると認識していたと 考えられる。
- なお,浅田課長から本件について情報提供を受けた人事課室長級職員⑦及び 人事課室長級職員Aについては,浅田課長や同大学に対し,職員及び職員OB の情報提供や,地位に関する情報提供依頼を行っていたことは確認されなかっ た。また,本件は途中で立ち消えになり,結果的に,同大学への文部科学省職 員及び職員OBの派遣はなされなかったことが確認された。
- 以上を踏まえると、文部科学省OBの再就職も可能性として含まれると認識しつ

つ, 浅田課長が愛知学院大学に対し戦略企画室への求人依頼について検討状況の情報提供依頼を行ったことは, 法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「当該地位に関する情報の提供を依頼」したものと考えられる。

(13) 指摘を受けた「青森大学事案」について

- 藤原誠私学部長は、学校法人青森山田学園側より、同学園において青森大学の学部再編等を検討しており、人材を求めているとの情報を受け、嶋貫氏に伝えた。
- 平成27年6月22日,人事課補佐級職員Bは,嶋貫氏から聞いた情報として、嶋貫氏は同大学の設置担当者として文部科学省OBであるLを検討しており、「(嶋貫氏は)本日このことを藤原私学部長に報告する。部長も了解であれば、部長から j (引用者注:同学園役員)に話を返してもらい、詳細は嶋貫が調整すると伝えてもらう」とのメモを、情報共有のため、人事課補佐級職員Kにメールにて送付した。
- 同月25日,嶋貫氏より,候補者としてLの略歴等が同学園側に送付され, その後,Lと同学園関係者との面談後,最終的に同年7月,Lが,同学園の参 与(同大学の学部再編等を担当)に就いたことが確認された。
- 藤原部長は、嶋貫氏と人事課が一体となったシステム的なものを構築していることは知らなかったが、もしかすると人事課の人とも話をしているようなこともあり得ると感じていた旨発言している。
- また、人事課補佐級職員B及び人事課補佐級職員Kにおいて、嶋貫氏からの 指示や情報を受けて、Lを含む複数の文部科学省OBの情報が掲載された資料 の作成を行い、嶋貫氏が再就職の調整を行っていることを認識した上で、嶋貫 氏に送付していたことが認められた。

以上を踏まえると、人事課補佐級職員B及び人事課補佐級職員Kの上記行為は、 嶋貫氏がLの再就職に関する調整を行っていたことに鑑みると、法第106条の2 第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関す る情報を提供」したものと考えられる。

また、藤原部長については、嶋貫氏が人事課と密接な関係の下、職員OBの再就職の調整を行っていたことを認識していたとまでは言えないが、一定程度の関係性については認識していたと考えられる。加えて、藤原部長が、本件のみならず後述する(30)及び(34)の事案も含め多くの求人情報を反復的かつ継続的に嶋貫氏に提供していることや、IV(22)において嶋貫氏とともに再就職のあっせんを行っていることに鑑みると、嶋貫氏に求人情報を伝えれば、嶋貫氏が場合によって

は人事課の協力を得つつ、自らに代わって再就職を調整してくれることを認識していたと考えられる。このため、藤原部長の行為は、嶋貫氏を介して、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。

(16) 指摘を受けた「(公財) 私立大学退職金財団事案」について

- 平成27年8月11日,人事課室長級職員Bによれば、文部科学省OBである公益財団法人私立大学退職金財団の伊藤勲調査役と面会し、文部科学省OBである同財団理事が任期末での退職意向を示していることから、後任として文部科学省OBを紹介してほしいとの依頼があったとの面会概要をまとめたメモを作成して人事課補佐級職員Kに伝達するとともに、後日、この件を嶋貫氏に伝達した。
- ただし、同時期に同財団理事が任期末での退職意向を示していた事実は確認できず、人事課室長級職員Bから嶋貫氏への職員及び職員OBに関する情報提供並びに当該やりとりから派生した再就職のあっせんも確認されなかった。なお、当該やりとりに先だって、人事課室長級職員Bから伊藤調査役に対して情報提供を依頼した事実も確認されなかった。

以上を踏まえると、法に規定する再就職等規制に違反する行為は確認できなかったものの、人事課室長級職員Bの上記行為は、再就職等規制違反となりかねない不適切な行為であったと考えられる。

(17)指摘を受けた「(公財) ユネスコ・アジア文化センター(ACCU) 事案」 について

- 平成27年当時、嶋貫氏は、文部科学省OBである公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター(以下「ACCU」という。)木曽功理事からの依頼を受け、木曽理事の後任に文部科学省OBを再就職させることについて調整していた。
- 同年10月6日,嶋貫氏の求めに応じ,人事課補佐級職員Kは,再就職の調整に利用される可能性を認識しつつ,就任・退任の時期等を記載した歴代AC CU理事長・理事等の在職状況に関する資料を嶋貫氏に送付した。
- 嶋貫氏からの依頼を受け、人事課室長級職員Bは、ACCUの理事に文部科学省から高等専門学校に出向中の堀江振一郎校長を再就職させることについて、前川喜平文部科学審議官及び藤江陽子人事課長に伝達した。
- 同年10月9日, 人事課室長級職員Bは, 嶋貫氏に対し, 堀江校長の件につ

いて前川文部科学審議官の了解を得たとするメールを送信した。前川文部科学 審議官は、人事課室長級職員Bから報告を受けたが、了解する類いのものでは なく、事実として聞き置いた旨発言している。また、藤江課長も報告を受けた 旨発言している。

- 堀江校長によれば、同年11月頃、木曽理事から電話があり、同理事の後任 に堀江校長を候補として考えていること、本件に関し、追って嶋貫氏より連絡 がある旨伝えられたとのことであった。
- その後,同年12月に堀江校長とACCU側との面談が行われ,平成28年6月に,堀江校長がACCUの理事に就いたことが確認された。

以上を踏まえると、人事課補佐級職員Kが、再就職に利用される可能性を認識しつつ、嶋貫氏に対し、歴代のACCU理事長・理事等の在職状況に関する資料を送付したことは、嶋貫氏が堀江氏の再就職に関する調整を行っていたことに鑑みると、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。

また、前川文部科学審議官、藤江課長及び人事課室長級職員Bは、違法認定された他の事案からも、嶋貫氏が人事課との密接な関係の下、職員OBの再就職の調整を行っていることを十分に認識していたと考えられる。このことから、前川文部科学審議官及び藤江課長は、人事課室長級職員Bからの報告を聞き置いた場合、嶋貫氏を介した違法行為が実施されることが推測できたと考えられ、また、両者は、人事課室長級職員Bの上司にあたり、人事課室長級職員Bの行為に対する監督責任もあったと考えられる。さらに、人事課室長級職員Bが嶋貫氏に対し、前川文部科学審議官の了解を得たとのメールを送付した後に嶋貫氏が調整を進めていることから、前川文部科学審議官及び藤江課長が、人事課室長級職員Bの報告を聞き置いた行為、及び人事課室長級職員Bが嶋貫氏にメールを送付した行為は、嶋貫氏が候補者情報をACCUに提供する契機となっていると考えられる。このため、前川文部科学審議官、藤江課長、人事課室長級職員Bの行為は、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。

(19) 指摘を受けた「英数学館事案」について

- 平成27年10月頃、嶋貫氏は、英数学館より、英数学館校長についての推薦依頼を受けた。また、戸松幹孝私学部参事官も、別ルートで、推薦依頼を受けたと発言している。
- 英数学館によると、当学園OBや関係者など多数の方に声をかけて探してい

た中で、嶋貫氏にも適任者が知り合いにいないか尋ねたことがあるとのことであった。

- 戸松参事官は、人事課補佐級職員Oに、①教科書調査官・視学官経験者、② 英語が堪能、③某市で勤務可という3条件を満たす候補者を求め、人事課補佐 級職員Oより3名の提示を受けたが、人事課補佐級職員Oによると、いずれも 某市で勤務可という条件を満たす者ではなかった。
- 嶋貫氏は、英数学館に対し、適任者が見つからない旨を回答した。この際、 嶋貫氏は、文部科学省に候補者の選定を依頼した記憶はないと発言している。 一方、戸松参事官は、嶋貫氏に候補者を提示したかどうか定かではない旨発言 している。
- なお、英数学館は、副校長を校長に内部昇進させて現在に至っている。

以上を踏まえると、法に規定する再就職等規制に違反する行為は確認できなかったが、戸松参事官及び人事課補佐級職員Oが再就職候補者の検討をした行為は再就職等規制違反となりかねない不適切な行為であったと考えられる。

(20) 指摘を受けた「秋田公立美術大学事案」について

- 平成27年11月上旬,文部科学省OBである秋田公立美術大学霜鳥秋則学長はかつての部下である人事課室長級職員Bに対して電話にて,文部科学省OBである同郷のPを同大学に再就職させる目的で,Pに関する情報(学生系業務の経験の有無,現在の職務)について提供を求めたが,人事課室長級職員BはPの現在の職場等の状況を踏まえ,秋田での再就職は困難ではないかという趣旨でPの現状についての情報を提供した。
- そこで、霜鳥学長はPを招へいすることを断念し、現役職員の人事交流の可能性を探り、人事課室長級職員Bも現役職員の人事交流のために、部下に対し、情報共有を行った上で部下が調整を行ったが、文部科学省の職員の派遣も実現しなかった。結果として、学生系業務の経験のある国立大学法人の現役職員が同大学に人事交流として派遣されている。

以上を踏まえると、法に規定する再就職等規制に違反する行為は確認されなかった。

(29) 指摘を受けた「慶應義塾大学事案」について

○ 平成27年春頃、嶋貫氏は、慶應義塾大学fから、同大学に再就職していた 文部科学省○Bである上杉道世氏を介し、文部科学省○Bの紹介依頼を受けた。

- 嶋貫氏は、自らの判断で、文部科学省OBである山根徹夫氏を紹介すること とした。人事課室長級職員Bは、嶋貫氏より、前川喜平文部科学審議官に報告 してもらいたい旨の依頼を受けたと発言している。
- 前川文部科学審議官は、人事課室長級職員Bから報告を受けたが、了解する 類いのものではなく、事実として聞き置いたと発言している。また、藤江陽子 人事課長も報告を受けたと発言している。平成28年1月5日、人事課室長級 職員Bは、嶋貫氏に対し、山根氏の件について前川文部科学審議官の了解を得 たとするメールを送信した。
- 嶋貫氏は、人事課室長級職員Bから上記メールが送信された日の翌日、同大学に山根氏の情報を提示している。
- 嶋貫氏は、山根氏を同大学に紹介するに当たり、自身の持っていた資料を送ったか、人事課室長級職員Bに依頼して作成した資料を送ったか定かでないと発言している。一方で、人事課室長級職員Bは、山根氏については嶋貫氏の方がよく知っていることから、嶋貫氏への情報提供は行っていない旨発言している。
- なお、山根氏は、面接等の手続を経て、同大学参事として再就職した。

以上を踏まえると、前川文部科学審議官、藤江課長及び人事課室長級職員Bは、違法認定された他の事案からも、嶋貫氏が人事課との密接な関係の下、職員OBの再就職の調整を行っていることを十分に認識していたと考えられる。このことから、前川文部科学審議官及び藤江課長は、人事課室長級職員Bからの報告を聞き置いた場合、嶋貫氏を介した違法行為が実施されることが推測できたと考えられ、また、両者は、人事課室長級職員Bの上司にあたり、人事課室長級職員Bの行為に対する監督責任もあったと考えられる。さらに、人事課室長級職員Bが嶋貫氏に対し、前川文部科学審議官の了解を得たとのメールを送付した後に嶋貫氏が調整を進めていることから、前川文部科学審議官及び藤江課長が、人事課室長級職員Bの報告を聞き置いた行為、及び人事課室長級職員Bが嶋貫氏にメールを送付した行為は、嶋貫氏が候補者情報を慶應義塾大学に提供する契機となっていると考えられる。このため、前川文部科学審議官、藤江課長、人事課室長級職員Bの行為は、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供した」ものと考えられる。

(30) 指摘を受けた「中京大学事案」について

○ 平成27年12月に、中京大学が、前川喜平文部科学審議官及び藤原誠官房長に、文部科学省OBの紹介を依頼した。前川文部科学審議官及び藤原官房長は、嶋貫氏のことを紹介するとともに、嶋貫氏に同大学が人を求めているとい

- う情報を伝えたと発言している。
- 前川文部科学審議官は、文部科学省から国立大学法人に出向中の竹下典行氏に対し、中京大学への再就職を打診するため、藤江陽子人事課長に同大学の採用条件等を調べるよう依頼し、藤江課長は人事課室長級職員Bに依頼した。
- 依頼を受けた人事課室長級職員Bは、同大学の採用条件等に関する情報の提供を嶋貫氏に求め、嶋貫氏から得た情報を、藤江課長及び前川文部科学審議官に提供した。また、嶋貫氏が、同大学に職員の処遇について問合せを行っていたことが確認されている。
- 平成28年3月,前川文部科学審議官が,竹下氏に対し,早ければ夏の人事で退職してもらえないかということと,再就職先として同大学を打診した。打診の結果,竹下氏が同大学への再就職に関心を持ったことから,前川文部科学審議官は,嶋貫氏にその旨を伝えた。同大学によると,嶋貫氏から,竹下氏ともう1名の提示があったとされている。
- 人事課室長級職員Bは、嶋貫氏より、同大学から竹下氏で了解との回答を得たため、同大学と竹下氏が条件等で話し合う時間を調整するよう伝えた旨の報告を受け、同年4月5日、藤江課長に報告した。
- なお、竹下氏は本年1月に文部科学省を退職したが、再就職はしていない。
- 藤原官房長は、嶋貫氏と人事課が一体となったシステム的なものを構築していることは知らなかったが、もしかすると人事課の人とも話をしているようなこともあり得ると感じていた旨発言している。

以上を踏まえると、前川文部科学審議官が、竹下氏に再就職先として中京大学を打診し、嶋貫氏を経由して同大学に竹下氏が紹介され、竹下氏の再就職の意向が同大学に伝えられていること、並びに、藤江課長、人事課室長級職員B及び嶋貫氏を介して同大学の地位に関する情報提供を依頼したことは、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「当該地位に関する情報の提供を依頼し」、「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。また、前川文部科学審議官の求めにより、藤江課長が人事課室長級職員Bに、人事課室長級職員Bが嶋貫氏に依頼して同大学の採用条件等を確認したことは、嶋貫氏が竹下氏の再就職に関する調整を行っていたことに鑑みると、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「当該地位に関する情報の提供を依頼」したものと考えられる。

さらに、藤原官房長については、嶋貫氏が人事課と密接な関係の下、職員OBの 再就職の調整を行っていたことを認識していたとまでは言えないが、一定程度の関係性については認識していたと考えられる。加えて、藤原官房長が、本件のみならず、(13)及び(34)の事案も含め多くの求人情報を反復的かつ継続的に嶋貫氏に提供していることや、IV(22)において、嶋貫氏とともに再就職のあっせんを行っていることに鑑みると、嶋貫氏に求人情報を伝えれば、嶋貫氏が場合によっ ては人事課の協力を得つつ、自らに代わって再就職を調整してくれることを認識していたと考えられる。実際には前川文部科学審議官の関与があったとはいえ、藤原官房長からも求人情報を得た嶋貫氏が竹下氏の再就職に関する調整を行ったことから、藤原官房長の行為は、嶋貫氏を介して、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。

(34) 指摘を受けた「21世紀大学経営協会事案」について

- 特定非営利活動法人21世紀大学経営協会によると,同協会が藤原誠官房長に文部科学省OBの推薦について相談した際,藤原官房長から,嶋貫氏のところへ相談に行くのがよいとの返答があった。
- 一方,藤原官房長は、本件について記憶はないが、同協会と会っているなら、 上述のような趣旨の返答をするとともに、嶋貫氏にも伝えただろうと発言している。
- その後、同協会は嶋貫氏と相談し、嶋貫氏は文部科学省OBである北見耕一 氏を同協会に提示した。
- 人事課室長級職員Bは、嶋貫氏から、北見氏を提示することについて、藤江陽子人事課長に報告しておくよう依頼された。人事課室長級職員Bは、平成28年6月7日に、「人事課長と相談した結果、北見さんで良いのではないかとのことでした」とのメールを嶋貫氏に送信した。ただし、藤江課長は、人事課室長級職員Bから報告を受けたが、相談は受けていない旨発言している。
- 人事課室長級職員Bから上記メールが送られた3日後,嶋貫氏から同協会に 北見氏の情報が提示された。
- 北見氏は結果として再就職しなかった。
- その後、嶋貫氏は、文部科学省OBの井上明俊氏からの相談を受け、同氏を 同協会に候補者として紹介し、井上氏が同協会に再就職した。この際、人事課 補佐級職員Xが、嶋貫氏に対して、井上氏の略歴をメールで送付している。
- 藤原官房長は、嶋貫氏と人事課が一緒になったシステム的なものを構築していることは知らなかったが、もしかすると人事課の人とも話をしているようなこともあり得ると感じていた旨発言している。

以上を踏まえると、人事課補佐級職員Xは、嶋貫氏が人事課との密接な関係の下に再就職の調整を行っていることを認識しつつ、再就職に使われる可能性があることも認識して嶋貫氏に略歴を送付していたと考えられることから、人事課補佐級職員Xの行為は、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。

また,藤江課長及び人事課室長級職員Bは,違法認定された他の事案からも、嶋

貫氏が人事課との密接な関係の下、職員OBの再就職の調整を行っていることを十分に認識していたと考えられる。このことから、藤江課長は、人事課室長級職員Bからの報告を聞き置いた場合、嶋貫氏を介した違法行為が実施されることが推測できたと考えられ、また、藤江課長は、人事課室長級職員Bの行為に対する監督責任もあったと考えられる。さらに、人事課室長級職員Bが嶋貫氏に対し、人事課長と相談した結果、北見氏で良いのではないかとのメールを送付した後に嶋貫氏が調整を進めていることから、藤江課長が人事課室長級職員Bの報告を聞き置いた行為、及び人事課室長級職員Bが嶋貫氏にメールを送付した行為は、嶋貫氏が候補者情報を特定非営利活動法人21世紀大学経営協会に提供する契機となっていると考えられる。このため、藤江課長及び人事課室長級職員Bの行為は、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。

さらに、藤原官房長については、嶋貫氏が人事課と密接な関係の下、職員OBの再就職の調整を行っていたことを認識していたとまでは言えないが、一定程度の関係性については認識していたと考えられる。加えて、藤原官房長が、本件のみならず、(13)及び(30)の事案も含め多くの求人情報を反復的かつ継続的に嶋貫氏に提供していることや、IV(22)において、嶋貫氏とともに再就職のあっせんを行っていることに鑑みると、嶋貫氏に求人情報を伝えれば、嶋貫氏が場合によっては人事課の協力を得つつ、自らに代わって再就職を調整してくれることを認識していたと考えられる。藤原官房長から求人情報を得た嶋貫氏が北見氏及び井上氏の再就職に関する調整を行ったことから、藤原官房長の行為は、嶋貫氏を介して、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。

Ⅳ 文部科学省の調査を通じて判明した再就職等規制違反事案について

I 2. に記載したとおり、全職員や退職者への書面調査やヒアリング等、これまでの調査班の行ってきた調査を通じて、今回新たに27件の法における再就職等規制に違反する行為が確認されたところである。

ただし、これらの調査を通じて法第106条の3及び法第106条の4に係る違反行為は確認されなかった。また、法第106条の2の再就職等規制違反行為において、職務上不正な行為を伴う事例は確認されなかった。

なお,Ⅲと同様,再就職等監視委員会の調査報告書での記載又は文部科学省の調査で明らかになった団体名,事案発生時に本省課長級以上の文部科学省職員,退職時に本省課長級以上の職であった文部科学省OBについては,名前を公表することとするが,文部科学省と関係のない外部の人物については名前を公表しないこととしている。

【調査報告における団体名等の公表について】

「文部科学省における再就職等に係る調査報告(中間まとめ)における団体名等を公表することについて」(平成29年2月27日)において示したところであり、文部科学省のHPにも掲示されているが、法上の再就職等規制について違法性が問われるのは、再就職のあっせんを行った文部科学省の現職職員等であり、今回、公表した団体・文部科学省の現職職員以外の個人は再就職等規制に抵触するものではなく、違法性がないことを改めて明記しておく。

(1) 事案(1)

○ 平成22年6月頃、神代浩社会教育課長が、社団法人日本PTA全国協議会役員から、文部科学省OBである職員①の後任の人選について相談を受けた。神代課長は、人事課職員に相談したところ文部科学省から国立大学法人に出向中の職員⑦を紹介されたため、同年7月8日に⑦の氏名と役職を同役員に伝えた。なお、同役員は、神代課長とやりとりした記憶はないと発言しているが、神代課長は上記のやりとりを認めている。

以上を踏まえると、神代課長が社団法人日本PTA全国協議会役員に対して⑦に関する情報を提供したことは、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。

(2)事案②

○ 平成22年10月頃,人事課室長級職員団は,文部科学省OBである財団法人平和中島財団職員団に対し,退任の意向を確認したが,団より退任の意向はない旨の回答があった。その後,本件は立ち消えとなった。

以上を踏まえると、人事課室長級職員②が⑦に対し退任の意向を確認したことは、 法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「当該地位に関する情報の提供を依頼」したものと考えられる。

(3)事案③

- 平成23年当時,人事課室長級職員②は,玉川大学の事務局を訪問し,文部科学省OBである同大学渡辺一雄教授の退任の可能性について相談した。人事課室長級職員②は同情報を関靖直人事課長に伝えた。
- 関課長は、文部科学省OBである玉井日出夫氏の再就職について気にかけていた清水潔事務次官と、玉井氏の再就職先として同教授の後任はどうかと相談した。これを受け、清水事務次官は玉井氏に対し、同大学への再就職の意向を確認し、関課長は同教授に対し退任の意向を確認した。
- なお,清水事務次官はこのことについて記憶がないと発言しているが,関課 長及び人事課室長級職員②は清水事務次官の関与を認めている。
- 結果として、平成23年4月に玉井氏は同大学に教授として再就職した。

以上を踏まえると、人事課室長級職員②が玉川大学に対し渡辺氏の退任の可能性について相談したこと及び関課長が渡辺氏に対し退任の意向を確認したことは、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「当該地位に関する情報の提供を依頼」したものと考えられる。

また、清水事務次官が玉井氏に対し同大学への再就職の意向を確認したことは、これを契機として玉井氏の同大学への再就職の調整が進んだことに鑑みると、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であった者に関する情報を提供」したものと考えられる。

(4) 事案4

○ 平成23年当時,人事課室長級職員団は,文部科学省OBである学校法人文 化学園山本順二理事から自身の後任候補者の推薦依頼を受け,その情報を関靖 直人事課長に伝えた。

- 関課長は、文部科学省から独立行政法人に出向中の遠藤啓氏を後任候補者とすることについて清水潔事務次官に相談し、清水事務次官は遠藤氏に対し同学園への再就職の意向を確認した。その後、関課長及び人事課室長級職員会は文化学園本部を訪問し、山本理事の後任候補者として遠藤氏の情報を提供した。
- なお,清水事務次官は本件について記憶がないと発言しているが,関課長は 清水事務次官の関与を認めている。
- 結果として、平成23年7月に遠藤氏は同学園に理事として再就職した。

以上を踏まえると、関課長及び人事課室長級職員

国に対し候補者の情報を提供したことは、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。

また、清水事務次官が遠藤氏に対し同学園への再就職の意向を確認したことは、これを契機として遠藤氏の同学園への再就職の調整が進んだことに鑑みると、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であった者に関する情報を提供」したものと考えられる。

(5) 事案(5)

- 文部科学省OBである一般社団法人国立大学協会(以下「国大協」という。) 早田憲治事務局長によれば、平成23年秋頃、国大協の業務でやり取りをしていた人事課室長級職員Aに対し、自分の後任の選定方法について相談したところ、人事課室長級職員Aからは、国大協の方で探すべきという回答ではなかったことから、文部科学省から推薦があるものと受け止めた。
- 人事課室長級職員Aは、この相談について余り記憶にはないが、自分が話を聞いたとすれば、中岡司人事課長や山中伸一文部科学審議官に報告するとともに、嶋貫氏に伝えたと思うと発言している。一方、中岡課長は、人事課室長級職員Aから早田氏の後任について相談を受けたことはないと発言している。また、山中文部科学審議官は職員OBの再就職について具体的な話が持ち込まれることはほとんどなかったし、仮にあったとしても自分は対応しないと発言している。
- 嶋貫氏は、誰かから早田氏が退任するのでいい人がいないかという話を聞き、 文部科学省から独立行政法人に出向中の木谷雅人氏のことを考えた記憶はあ るが、経緯については曖昧である旨発言している。また、早田氏は、本件で連 絡をとったのは人事課室長級職員Aのみで、嶋貫氏との連絡はなかったと発言 している。
- 早田氏は、自らの手帳を確認したところ、平成25年3月29日に、人事課 室長級職員Aから電話があり、木谷氏が4月に退職することとなり、その後国

大協に再就職ということで構わない旨の連絡があったと発言している。

- 木谷氏によれば、平成25年になってから、山中文部科学審議官より、国大協から来てほしいという話があった旨の連絡があった。
- 人事課室長級職員Aは、上記のとおり、早田氏との相談について余り記憶がなく、また、自分が木谷氏を早田氏に伝えたかは、記憶が定かでないと発言しているが、早田氏の発言から、人事課室長級職員Aと早田氏との間で連絡がとられたことが推測される。また、人事課室長級職員Aから山中文部科学審議官や嶋貫氏に国大協の求人情報が伝えられるとともに、山中文部科学審議官には調整状況が報告されていたことも推測される。

以上を踏まえると、人事課室長級職員Aは、国大協に対し、候補者情報を提供したものと考えられ、その行為は、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供した」ものと考えられる。

また、山中文部科学審議官は、嶋貫氏が一般財団法人教職員生涯福祉財団を退職する際に再就職あっせんを継続させるための組織的関与の中で、嶋貫氏の活動場所の提供に係る検討状況等の報告を受けていたため、嶋貫氏が人事課との密接な関係の下で再就職の調整を行っていたことを十分認識していたと考えられる。山中文部科学審議官は、人事課の行為に対する監督責任があり、また、上述の嶋貫氏と人事課との密接な関係の下での再就職の調整に対する認識を踏まえると、人事課からの報告を聞き置いた場合、嶋貫氏を介した違法行為が実施されることが推測できたと考えられる。

さらに、山中文部科学審議官は、木谷氏の再就職先に関する情報を木谷氏本人に伝えており、人事課室長級職員Aが早田氏に候補者情報を提供した契機となっていると考えられることから、山中文部科学審議官の行為は、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。

(6) 事案⑥

- 平成24年5月,前川喜平官房長は,文部科学省OBである有限会社国大協サービス役員のに対し,再就職あっせんを行わないか打診をしたが,同年7月,同社は,営利企業でありボランティアベースの再就職あっせんは困難であるとともに,保険代理店業にしっかり取り組みたいとの理由で断った。
- その際,同社によると,前川官房長は嶋貫氏の受入れも打診したと発言しているが,前川官房長は覚えはないと発言している。
- その後,平成25年8月頃,伯井美徳人事課長から文部科学省OBである同社早田憲治社長に対し,再就職あっせんを行う嶋貫氏の受入れを打診したが,

同社は平成24年と同様の理由で断っている。

○ 嶋貫氏の受入れを前川官房長が打診したか否かについては、当事者の間で発言が異なっているが、翌年に伯井課長が同社に嶋貫氏の受入れについて打診をしていること、平成24年5月当時は、既に嶋貫氏を介した再就職あっせんが継続的に行われており、同年4月に一般財団法人教職員生涯福祉財団の理事長が交代し、嶋貫氏が同財団で再就職あっせんを行うことに対して疑義が呈され始めた時期と考えられることから、前川官房長は、単に再就職あっせんを行うことを求めただけでなく、嶋貫氏の受入れも求めたと認めるのが自然である。以上を踏まえると、前川官房長及び伯井課長の上記行為は、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者を…地位に就かせることを要求し、若しくは依頼」したものと考えられる。

(7) 事案(7)

- 平成24年11月頃,人事課補佐級職員⑤は,三井住友海上火災保険株式会社から,文部科学省OBである雨宮忠顧問の後任について相談されることになったことを受け,嶋貫氏に対応方針を確認していた。
- また, それ以降も, 複数回にわたり, 雨宮氏の後任調整に関する連絡を受け, その内容を嶋貫氏に報告していた。
- 人事課補佐級職員的は、当時の状況について覚えていないと発言している。
- 同社から複数回にわたり連絡がなされているということは,人事課補佐級職員(割は,同社からの最初の相談の際に,その後の連絡について拒否することなく,むしろ,同社に,顧問候補の調整に必要な情報の提供を依頼し,その結果,同社から繰り返し連絡が行われたものと認められる。
- 嶋貫氏によると、人事課補佐級職員⑤からのメールは記憶になく、自身が同社と直接やりとりを行い、雨宮氏の後任候補として文部科学省OBである近藤信司氏を提示したとのことである。
- 結果として、近藤氏は同社顧問に採用された。

以上を踏まえると、人事課補佐級職員®が、複数回にわたって三井住友海上火災保険株式会社から顧問ポストの後任に関する連絡を受けたことは、情報の提供の依頼によるものと認められ、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「当該地位に関する情報の提供を依頼」したものと考えられる。

(8) 事案®

○ 平成24年11月頃, 人事課補佐級職員(P)は, 三菱UF J 信託銀行株式会社

から、文部科学省OBである久賀重雄顧問の後任について相談を受けたことを 嶋貫氏に報告した。

- また、それ以降も、複数回にわたり、久賀氏の後任調整に関する連絡を受け、その内容を嶋貫氏に報告していた。この中で、文部科学省OBである②の顧問就任の件について、山中伸一文部科学審議官に伝えた旨を報告すると同時に、同社への連絡のタイミングを指示してほしい旨の連絡がなされている。
- 人事課補佐級職員(割は、当時の状況について覚えていないと発言している。 また、人事課室長級職員Aは、本件についてほとんど関わっていないが、山中 文部科学審議官へ報告したと思う旨の発言をしており、上記報告と合わせ、山 中文部科学審議官への報告がなされたものと推測される。
- 同社から複数回にわたり連絡がなされているということは、人事課補佐級職員(学は、同社からの最初の相談の際に、その後の連絡について拒否することなく、むしろ、同社に顧問候補の調整に必要な情報の提供を依頼し、その結果、同社から繰り返し連絡が行われたものと認められる。
- 嶋貫氏によると、人事課補佐級職員⑤からのメールは記憶になく、自身が同社とやりとりを行い、久賀氏の後任候補として⑦を提示したとのことである。
- 結果として、②は同社顧問に採用された。

以上を踏まえると、人事課補佐級職員圏が、複数回にわたって三菱UF J 信託銀行株式会社から顧問ポストの後任に関する連絡を受けたことは、情報の提供の依頼によるものと認められ、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「当該地位に関する情報の提供を依頼」したものと考えられる。

また、山中文部科学審議官は、嶋貫氏が一般財団法人教職員生涯福祉財団を退職する際に再就職あっせんを継続させるための組織的関与の中で、嶋貫氏の活動場所の提供に係る検討状況等の報告を受けていたため、嶋貫氏が人事課との密接な関係の下で再就職の調整を行っていたことを十分認識していたと考えられる。山中文部科学審議官は、人事課の行為に対する監督責任があり、また、上述の嶋貫氏と人事課との密接な関係の下での再就職の調整に対する認識を踏まえると、人事課からの報告を聞き置いた場合、嶋貫氏を介した違法行為が実施されることが推測できたと考えられる。さらに、山中文部科学審議官に伝えた旨の報告がなされた後に、同社への連絡がなされていると推測されることから、山中文部科学審議官が人事課からの報告を聞き置いた行為は、嶋貫氏が候補者情報を同社に提供する契機となっていると考えられる。

これらのことから、山中文部科学審議官の行為は、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。

(9) 事案(9)

- 平成24年11月頃,人事課補佐級職員倒は,独立行政法人科学技術振興機構理数学習支援センターの職員kから,教育分野に通じ,公会計の実務に強い人材の推薦依頼を受け,現役出向か再就職のどちらで対応するかをkと調整の上,職員○Bから人選することをメールで連絡した。
- その後、kは、嶋貫氏から職員であった者の及び文部科学省OBである②の情報の提供を受け、両名へ連絡を取った旨を発言している。結果として、の及び②は翌年4月に同機構に採用されている。
- なお,人事課補佐級職員®は,当時の状況については覚えていないと発言している。

以上を踏まえると、人事課補佐級職員倒はkからの依頼内容を嶋貫氏に提供したと考えられ、嶋貫氏がkと再就職に関する調整を行っていたことに鑑みると、人事課補佐級職員倒の行為は、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。

(10)事案⑩

- 平成24年12月,人事課室長級職員A及び人事課補佐級職員受は,早稲田大学に対し,文部科学省OBである同大学の塩谷幾雄氏が就いている部長という職位について,名刺上「調査役」と記載することは可能か,「調査役」とした場合,業務内容が違ってくるか等について,問合せを行った。
- 平成24年末頃,塩谷氏は,嶋貫氏から依頼を受け,文部科学省から出向中の松元昭憲氏を後任候補として同大学に紹介した。嶋貫氏は,本件について,人事課に伝えたと発言しており,人事課室長級職員Aは,報告を受け,山中伸一文部科学審議官に報告に行ったと発言している。
- 松元氏によると、平成25年1月下旬に山中文部科学審議官から、再就職先 として同大学の話が動いているという趣旨の話があり、その後嶋貫氏から連絡 を受けて、塩谷氏と連絡を取った。
- 山中文部科学審議官は人事課より報告があったか記憶にないと発言しているが、人事課室長級職員Aや松元氏の話を踏まえると、人事課から山中文部科学審議官に対して、報告がなされていたと推測される。
- 松元氏は面接等を経て、結果として、同大学に再就職した。

以上を踏まえると、人事課室長級職員A及び人事課補佐級職員®が、早稲田大学に対して、役職に関する情報提供を依頼したことは、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「当該地位に関する情報の提供を依頼」したものと考えられる。

また,山中文部科学審議官は,嶋貫氏が一般財団法人教職員生涯福祉財団を退職する際に再就職あっせんを継続させるための組織的関与の中で,嶋貫氏の活動場所

の提供に係る検討状況等の報告を受けていたため、嶋貫氏が人事課との密接な関係の下で再就職の調整を行っていたことを十分認識していたと考えられる。山中文部科学審議官は、人事課の行為に対する監督責任があり、また、上述の嶋貫氏と人事課との密接な関係の下での再就職の調整に対する認識を踏まえると、人事課からの報告を聞き置いた場合、嶋貫氏を介した違法行為が実施されることが推測できたと考えられる。さらに、山中文部科学審議官は、松元氏の再就職先に関する情報を松元氏本人に伝えており、嶋貫氏が松元氏に連絡を取り、前任の塩谷氏に連絡させて大学関係者との面談につなげた契機となっていると考えられることからも、山中文部科学審議官の行為は、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。

(11) 事案(1)

- 平成25年1月頃,人事課補佐級職員(予は,城西国際大学職員の後任について,候補者の提示が求められたのを受け,当該ポストの勤務条件等に関する情報とともに,職員であった者⊕の情報を嶋貫氏に提供した。
- 人事課補佐級職員®及び嶋貫氏は、当該情報提供について覚えていないと発言しているが、人事課補佐級職員®が嶋貫氏に働に関する情報を提供し、現に人事課補佐級職員®が企図したとおり同大学に⊕の情報が伝わっていることを踏まえると、人事課補佐級職員®による嶋貫氏を介した⊕に関する情報提供が行われたと推測される。
- その後、 ⊕は同大学に採用されている。

以上を踏まえると、人事課補佐級職員®が城西国際大学における地位に関する情報とともに、候補者として®の情報を嶋貫氏へ伝えたことは、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。

(12)事案(12)

- 平成25年1月頃,人事課補佐級職員③は,文部科学省OBである一般財団 法人短期大学基準協会職員②に対し,同協会事務次長ポストについての同協会 内での検討状況について問合せをし、その結果を嶋貫氏に報告を行ったことが 確認された。
- 他方,人事課補佐級職員⑤は,当時の状況について覚えていないと発言している。
- なお、平成24年度から平成26年度までの間、同協会の事務局次長ポスト

は空席であった。

以上を踏まえると、人事課補佐級職員®が、一般財団法人短期大学基準協会の事務局次長ポストに係る協会内の検討状況を確認したことは、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「当該地位に関する情報の提供を依頼」したものと考えられる。

(13) 事案(3)

- 平成25年5月頃,坪田知広社会教育課長は,人事課室長級職員Aから,公 益社団法人日本PTA全国協議会事務局職員に退職の意向があるため,後任を 探しているところであり,追って指示する旨を伝えられた。
- ただし、人事課室長級職員Aは、坪田課長とのやりとりについて記憶にない と発言している。
- その後,文部科学省職員でない誰かから,坪田課長に対し,候補者として文部科学省OBである②が提示され,FAXで候補者の情報が送付された。坪田課長は、同協議会役員に連絡し、②に面会してほしい旨を伝えた。また、同役員が東京に来る日時を文部科学省職員でない誰かに伝達した。結果として、②は同年7月に同協議会に再就職している。
- なお、同年6月末に退任した文部科学省OBである事務局職員®によると、 ®は、自身の退任の意向について嶋貫氏に伝えた。ただし、後任の人選につい て相談はしていない。

以上を踏まえると、坪田課長が公益社団法人日本PTA全国協議会役員に事務局職員の候補者に関する情報を提供したことは、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。

(14) 事案(4)

- 平成25年8月2日,文部科学省OBである関西学院大学学長顧問の井上明 俊氏が伯井美徳人事課長を訪問した。伯井課長は、この際、井上氏から、自身 の後任を早く見つける必要があるとの話があり、候補として文部科学省から独立行政法人に出向中の徳重眞光氏の名前が出されたと発言している。一方、井上氏は、どこかの時点で、伯井課長に話をしたが、この時期は挨拶だけだった と思うと発言している。
- 伯井氏は、本件に関する情報を、人事課室長級職員Aに提供し、人事課補佐 級職員Cを通じて、嶋貫氏に提供した。この際、人事課補佐級職員Cは本件に

関する情報をメモにまとめたと思うと発言している。

- 嶋貫氏によれば、井上氏からも話があり、その中で徳重氏の名前が出たと発 言している。
- 徳重氏によれば、平成26年3月17日に山中伸一事務次官から電話があり、再就職先として同大学の学長顧問の話があることと、嶋貫氏から連絡があることが伝えられた。その後、実際に嶋貫氏から徳重氏に連絡があった。一方、山中事務次官は、再就職の調整状況が情報として入ってくることはあったが、伝えることは余りなかったように思う旨の発言をしている。
- 人事課室長級職員Aによると、平成26年6月には、人事課から、山中事務 次官に、徳重氏については同大学学長顧問について調整中である旨の情報が伝 えられたとのことであり、人事課から山中事務次官に対して、徳重氏の再就職 に関する情報が伝えられたことが推測される。

以上を踏まえると、伯井課長、人事課室長級職員A及び人事課補佐級職員Cは、嶋貫氏が人事課との密接な関係の下に再就職の調整を行っていることを認識しつつ、嶋貫氏に、関西学院大学の学長顧問に関する情報を送付していたと考えられることから、伯井課長、人事課室長級職員A及び人事課補佐級職員Cの行為は、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であった者に関する情報を提供」したものと考えられる。

また、山中事務次官は、嶋貫氏が一般財団法人教職員生涯福祉財団を退職する際に再就職あっせんを継続させるための組織的関与の中で、嶋貫氏の活動場所の提供に係る検討状況等の報告を受けていたため、嶋貫氏が人事課との密接な関係の下で再就職の調整を行っていたことを十分認識していたと考えられる。山中事務次官は、人事課の行為に対する監督責任があり、また、上述の嶋貫氏と人事課との密接な関係の下での再就職の調整に対する認識を踏まえると、人事課からの報告を聞き置いた場合、嶋貫氏を介した違法行為が実施されることが推測できたと考えられる。

山中事務次官は、人事課から徳重氏の再就職に関する情報が伝えられたと推測されること、さらに、山中事務次官から徳重氏に対して、嶋貫氏から連絡があることを伝えていることからも、嶋貫氏とともに、再就職の調整をしていたと考えられることから、これらの行為は法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。

(15)事案(5)

○ 科学技術・学術政策研究所科学技術動向研究センター職員②は、同研究所の 任期付き職員②が、平成25年8月末で任期が満了することから、独立行政法 人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という。)の求人に 関する公募情報を収集するとともに、NEDOに同職員の退職時期、経歴を伝えた。②は、同年11月にNEDOに就職した。なお、②は平成27年11月に文部科学省を退職している。

以上を踏まえると、科学技術・学術政策研究所科学技術動向研究センター職員②の行為は、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員…に関する情報を提供」したものと考えられる。

(16)事案(6)

- 平成25年9月24日,人事課補佐級職員Cは,嶋貫氏が,学校法人に出向中の大西珠枝氏を玉川大学に再就職させる検討を行っているとの情報を事前に得ており,その上で,嶋貫氏に対して大西氏の略歴(生年月日,出身地,職歴等が記載)を送付している。
- 嶋貫氏は同大学と調整し、平成26年1月より、大西氏は同大学教授として 再就職している。

以上を踏まえると、人事課補佐級職員Cが嶋貫氏に対して候補者の情報提供をしたことは、嶋貫氏が玉川大学と再就職に関する調整を行っていたことに鑑みると、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。

(17) 事案①

- 平成26年1月頃、浅田和伸高等教育企画課長は、千葉商科大学職員mから教授ポストの求人依頼を受け、人事課室長級職員⑦に対し、同ポストの候補者について相談した。これを受け、人事課室長級職員⑦は、同依頼内容について伯井美徳人事課長及び人事課室長級職員Aに報告した。同年1月15日、人事課室長級職員⑦は、その旨を浅田課長にメールで報告するとともに、同ポストの具体的な職務内容や処遇に関する情報の提供を依頼した。これを受け、浅田課長は、mに職務内容や処遇について問い合わせた。
- 同月16日,同大学から浅田課長に対し,同情報がメールで送信され,浅田課長はそれを人事課室長級職員⑦にメールで伝えた。その後,人事課室長級職員⑦が浅田課長に返信をしなかったため,浅田課長は人事課室長級職員⑦に進捗状況を尋ねた。これを受け,人事課室長級職員⑦が,同情報を伯井課長及び人事課室長級職員Aに伝えたところ,来年春に向けて前向きに検討するが,要求水準が高いと候補者を探すことが困難であるとの感触を得た。

- 同月28日,人事課室長級職員⑦が,その旨を浅田課長にメールで報告した。 同日,浅田課長は,人事課室長級職員⑦に対し,「60過ぎのOBでも構わない」ので検討してほしい旨をメールで伝えた。人事課室長級職員⑦は,その旨を人事課室長級職員Aに報告した。
- ただし、浅田課長は、同ポストの求人依頼については、同大学から自身を教授として迎えたいとの話があったものの、社交辞令の一環として捉えていたものであり、上記の人事課室長級職員⑦とのやりとりについては記憶になく、また、同大学に同ポストに関する情報を問い合わせた記憶もないと発言している。また、人事課室長級職員Aは、同ポストに関するやりとりそのものについて記憶にないと発言している。
- なお、本件は途中で立ち消えとなった。

以上を踏まえると、浅田課長が千葉商科大学に教授ポストの情報を問い合わせ、その後、同情報が文部科学省OBの再就職を目的として使用されることも想定しうる発言があったことから、浅田課長が同大学に同ポストの情報を問い合わせたことは、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「当該地位に関する情報の提供を依頼」したものと考えられる。

また、人事課室長級職員のは、浅田課長より、同ポストに職員OBを充てることも含めて検討してほしいとの意向を伝えられた後も、その意向を人事課室長級職員Aに報告し、調整を進めるよう促したことから、浅田課長に教授ポストの具体的な職務内容や処遇に関する情報の提供を依頼した時点で、同情報が職員OBの再就職を目的として使用されうることも想定していたものと考えられ、浅田課長を介して同大学に同ポストの情報を問い合わせたことは、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「当該地位に関する情報の提供を依頼」したものと考えられる。

(18)事案18

- 平成26年3月18日,人事課補佐級職員Cから嶋貫氏に対し、補佐級職員 ⑤を通じ、一般社団法人日本私立歯科大学協会事務局職員について依頼があったとのメールが送付された。補佐級職員⑤、人事課補佐級職員Cとも、本件について記憶にないと発言している。加えて、補佐級職員⑥は、嶋貫氏が再就職のあっせんをしていることは知らなかったと発言している。
- 嶋貫氏によれば、嶋貫氏が文部科学省OBであるSを紹介したとのことであるが、同協会によれば、Sから、直接協会に連絡があったとのことである。
- 結果として, Sは同協会に再就職した。

以上を踏まえると、人事課補佐級職員Cは、嶋貫氏が人事課との密接な関係の下に再就職の調整を行っていることを認識しつつ、嶋貫氏に一般社団法人日本私立歯科大学協会の求人情報を提供していたと考えられることから、人事課補佐級職員Cの行為は、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。

(19) 事案(9)

- 伯井美徳人事課長によれば、大阪大谷大学関係者から、学長候補の推薦について相談を受けたため、人事課室長級職員Aを介して、嶋貫氏に求人情報を提供した。また、嶋貫氏は、文部科学省OBである同大学草場宗春元学長を通じて同大学側からも相談を受けたと発言している。
- 嶋貫氏は、草場元学長との相談の中で、文部科学省から国立大学法人に出向 中の尾山眞之助氏が候補者として挙がったと発言している。
- 伯井課長は、尾山氏がどのような経緯で候補者に決定したかは承知していないと発言している。一方、人事課室長級職員Aは、嶋貫氏から尾山氏が候補者であるとの話が入ったであろうから、伯井課長にも話をしたと思うと発言している。結果として尾山氏は、平成26年4月、同大学に再就職している。

以上を踏まえると、伯井課長が、人事課室長級職員Aを介して、大阪大谷大学の学長に関する求人情報を嶋貫氏に提供したこと、及び、人事課室長級職員Aが、伯井課長の指示の下、嶋貫氏に求人情報を伝えたことは、嶋貫氏が尾山氏の再就職に関する調整を行っていたことに鑑みると、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。

(20)事案20

○ 大路正浩学校健康教育課長は、一般社団法人日本学校歯科医会より事務長の求人の依頼を受けた。平成26年7月1日、大路課長は当該依頼内容に沿った職員OBを紹介するために、勤務地、勤務日数、給与、業務内容といった情報を同会に問い合わせた。

以上を踏まえると、大路課長が一般社団法人日本学校歯科医会に対して勤務地等の情報の提供を依頼したことは、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「当該地位に関する情報の提供を依頼」したものと考えられる。

(21)事案(1)

- 人事課室長級職員Aは、福岡歯科大学の職員から、文部科学省職員を紹介してほしい旨の依頼を受け、同依頼内容を嶋貫氏に伝えた。
- その後,平成26年11月頃,文部科学省から国立大学法人に出向中の職員 ②は,嶋貫氏から連絡を受けて,同大学を設置している学校法人福岡学園職員 の面談を受けた。結果として,②は,同学園に再就職している。

以上を踏まえると、人事課室長級職員Aが、福岡歯科大学からの依頼内容を嶋貫氏に伝えたことは、嶋貫氏が学校法人福岡学園と再就職に関する調整を行っていたことに鑑みると、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。

(22)事案②

- 桐朋学園大学より、藤原誠私学部長に対し、大学院開設を目指すため、文部 科学省OBの推薦依頼があった。
- 平成26年12月4日に、藤原部長は、同大学に対し、文部科学省からの職員OB推薦の件で適切な人材を探している状況である旨を伝えるとともに、職員OBが再就職する場合の給与水準を尋ねた。
- 同月24日,藤原部長から,同大学に対し,翌年4月からの候補者として, 文部科学省OBである⑦がふさわしい旨連絡した。本件について藤原部長は, 嶋貫氏から候補者の推薦があったと思うと発言している。
- また,藤原部長は,同大学に,嶋貫氏から同大学に連絡し,今後の具体的な相談をさせていただきたい旨を連絡した。嶋貫氏は同大学と相談し, ⑦を紹介したと発言している。

以上を踏まえると、藤原部長が、桐朋学園大学に対し、職員OBが再就職した場合の給与水準を尋ね、⑦の情報を提供するとともに、嶋貫氏を通じて詳細を調整したことは、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「当該地位に関する情報の提供を依頼し」、「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。

(23)事案23

- 藤原誠私学部長は、文部科学省OBである⑤から、仕事を紹介してほしい旨の依頼があり、⑤と旧知の仲であったため、手助けしたいとの思いから、東京電機大学に⑤の再就職を相談し、平成27年1月16日に、同大学に⑤の個人調書を送付したと発言している。
- 同大学は、同月15日の会合において、藤原部長と同大学職員との間で研究 推進関係の話題があり、フルタイムではないアドバイザー的な立場での人材を 強化したいと思っている旨の問題意識を伝えたとしている。
- 同月26日に、同大学から、藤原部長に対し、本人との面談等、今後の進め 方について相談があり、藤原部長は、⑤本人から連絡させる旨を回答した。
- 数回の面談、協議等を経て、結果として⑤は同大学に研究助成支援アドバイ ザーとして再就職した。

以上を踏まえると、藤原部長が、東京電機大学に①の再就職を相談するとともに、個人調書を送付したことは、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供し」、「役職員であつた者を…地位に就かせることを要求し、若しくは依頼」したものと考えられる。

(24) 事案24)

- 平成27年8月頃,人事課室長級職員Aは,文部科学省OBである学校法人 尚美学園職員⊕から,複数回にわたって同学園の求人情報を聞き取った。人事 課室長級職員Aは,その情報を嶋貫氏に伝えたと発言している。
- 複数回にわたり情報提供がなされているということは、人事課室長級職員Aは、同学園からの初回の情報提供の際に再就職依頼について拒否することなく、むしろ同学園側に対し、再就職あっせんに必要な情報の提供又は情報提供の続行を指示し、その結果、同学園側から繰り返し再就職に関する情報が提供されたものと認められる。
- 嶋貫氏によれば、⑦等から直接に求人依頼を受けたが、人事課室長級職員Aからも連絡を受けたかもしれない旨発言している。嶋貫氏は同学園からの求人依頼を受けて、文部科学省OBである久保公人氏が適任であると考え、久保氏及び同学園に打診した。
- なお、嶋貫氏が久保氏の再就職に関する調整を行うに当たっては、人事課室 長級職員A等の現職職員から久保氏に関する情報等を入手することなく、自分 自身が有する情報を基に調整を行った旨、嶋貫氏は発言している。

以上を踏まえると,人事課室長級職員Aが,複数回にわたって学校法人尚美学園の求人情報を聞き取ったことは,情報の提供の依頼によるものと認められ,法第1

06条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「当該地位に関する情報の提供を依頼」したものと考えられる。

(25)事案②

- 平成27年夏頃,人事課室長級職員Bから,東京外国語大学に対し,現役職員の人事交流の一環で外務省職員を受け入れることは可能かとの問合せが行われ,同大学は,大学としてスペイン語圏との国際交流に力を入れていることから,中南米に強くて大使等の経験のある人がいればお願いしますと回答した。
- 藤江陽子人事課長が、業務上交流のあった外務省職員と、大使等の活躍状況 について雑談する中で、中南米の国での職歴もあるnが退職予定であるという 話を聞いた。なお、nは、平成22年に駐某国大使に就任するまでは、外務省 の一般職の国家公務員であり、大使に就任するに際し、特別職の国家公務員と なった。
- 藤江課長は、nが同大学の希望に合うのではないかと考え、外務省職員に連絡したところ、同年11月19日、外務省職員は、藤江課長にnの略歴を送付した。また、藤江課長は、人事課室長級職員B経由で、年収、任期等についての情報を入手し、同月25日、それを外務省職員に送付した。
- 藤江課長は、外務省職員から送付されてきたnの履歴書及び業績書を、人事 課室長級職員Bに指示し、同年12月25日、同大学に送付した。
- nは,選考委員会等の審査を経て,結果として,同大学に再就職した。
- 藤江課長は、本件について藤原誠官房長や前川喜平文部科学審議官に報告することはなかった旨発言しており、藤原官房長や前川文部科学審議官も、報告を受けたことはなかった旨発言している。
- 藤江課長は、nは他省庁職員であり、また、大使は特別職であったため、再 就職等規制に対する意識が薄かった旨発言している。また、人事課室長級職員 Bは、現役職員の人事交流の話と認識していた旨と、再就職者がnであるとし ても、大使は特別職であり、再就職等規制の対象外と考えていた旨発言してい る。

以上を踏まえると,藤江課長が,人事課室長級職員Bを介して,東京外国語大学に,同大学のポストについての情報提供を依頼するとともに,同大学にnの情報を伝えたこと,及び,人事課室長級職員Bが,藤江課長の指示の下,同大学のポストについての情報提供を依頼するとともに,同大学にnの情報を伝えたことは,法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「当該地位に関する情報の提供を依頼し」、「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと

考えられる。

(26)事案%

- 藤江陽子人事課長は、平成27年秋、人事課室長級職員Bから、新潟大学役員 oが、経済的・経営的観念や国立大学の実情に理解のある理事の候補者探しに苦慮している旨の話を聞いた。
- 藤江課長は、人事課室長級職員Bに、誰か適任者がいないか探してみてほしい旨依頼した。その際、藤江課長は、経済分析に優れ、実務経験がある旧経済 企画庁出身の人などはいいかもしれないという話を人事課室長級職員Bとしたと発言している。
- 人事課室長級職員Bは,藤江課長からの依頼を受け,旧経済企画庁出身である某大学教員のpのことを報告した旨発言している。
- 藤江課長は、pについて、自らHPで確認しつつ、内閣府職員に公務員時代の働きぶりや専門性を確認するとともに、某大学に同大学での働きぶりを確認した。
- 藤江課長は、人事課室長級職員Bを介し、新潟大学に対して、pのことを連絡したところ、oが会って確認したい旨の回答があったと発言している。同大学職員は、人事課室長級職員Bから連絡があったと発言している。
- 藤江課長は、平成27年12月2日に内閣府職員からpの連絡先を入手し、oとの面談候補日や理事の任期・年収等についてpに連絡した。また、藤江課長は、同月7日、pに面談の日時・場所等を連絡した。
- pは, oとの面談を経て, 結果として, 同大学に再就職している。
- 藤江課長は、本件について藤原誠官房長や前川喜平文部科学審議官に報告することはなかった旨発言している。
- 藤江課長は, p が他省庁職員であったため, 再就職等規制に対する意識が薄かった旨発言している。

以上を踏まえると,藤江課長が,人事課室長級職員Bを介して,新潟大学にpの情報を提供したことは,法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。また,人事課室長級職員Bが,藤江課長の指示の下,同大学にpの情報を提供したことは,法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。

(27)事案②

- 人事課補佐級職員Kは、嶋貫氏からの依頼に基づき、文部科学省から国立大学法人に出向中の職員⊜を含む複数の大学事務局長の役職等の情報が掲載された資料を嶋貫氏に提供した。
- その後、嶋貫氏から、⊜からの電話が欲しい旨の連絡があり、平成28年1 月8日、人事課補佐級職員Kは、⊜に対してその旨を伝えた。この時点で、嶋 貫氏からの連絡は、⊜の再就職に関するものであろうと認識していた。
- その後, ⑤は、嶋貫氏から東京歯科大学の紹介を受け、結果として、同大学 に再就職している。

以上を踏まえると、人事課補佐級職員Kが嶋貫氏に対し大学事務局長の役職等の情報が掲載された資料を嶋貫氏に提供したことは、嶋貫氏が〇の再就職に関する調整を行っていたことに鑑みると、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。

V 調査結果を踏まえた文部科学省職員に課せられる責任について

文部科学省では、平成29年1月20日付けで

- ① 吉田元高等教育局長に係る再就職等規制に違反する行為を行ったこと及び 当該違反行為に対する監督責任を果たさなかったこと,また,当該違反行為を 隠ぺいするために人事課職員が再就職等監視委員会に虚偽の報告を行ったこ と,
- ② 組織的に再就職等規制を潜脱する目的で嶋貫氏を中心とした再就職あっせんを行ったこと及び当該行為に対する監督責任を果たさなかったこと、また、そのようなあっせんを行う中で自らが再就職等規制に違反する行為を行ったこと、

について、関係する職員に必要な処分等を行ったところである。

しかしながら、再就職等監視委員会の指摘を受けて調査班において調査した結果、前掲ⅡからIVのとおり、上記処分等の際に認定した以外の事実が判明した。このため、改めてとるべき責任について整理し、それを踏まえて、文部科学省において関係する職員に追加的に処分等を行うべきである。

なお、その際には、人事院が定める「懲戒処分の指針について」(平成12年3月31日職職—68)及び上記違反行為に対する処分量定をはじめとした過去の類似事例等も参考にしながら、厳正に行うことが必要である。

1. 再就職のあっせん構造の構築等に関する責任について

前掲Ⅱに記載したように、平成21年7月の嶋貫氏の文部科学省退職以降、平成28年に至るまでの一連の過程において、主として人事課が、事務次官への報告を行いつつ、組織的に再就職等規制を潜脱する目的で嶋貫氏を介した再就職あっせんを行う環境作りを行ってきたと認定できる。

これまでに確認できた文部科学省による再就職あっせんの態様に鑑みると、嶋貫氏を介した再就職あっせんの仕組みは、組織的な関与の中で、構築・形成されてきたと評価せざるを得ない。また、嶋貫氏を介さず、直接人事課職員等が違反行為を行った事案も存在した。

このような再就職あっせん構造が形成されるに至ったことについては、嶋貫氏を 介した再就職あっせん,及び人事課職員等が直接行った再就職あっせんに関与して きた事務次官以下幹部職員に責任がある。

まず、事務次官(事務次官が旧科学技術庁出身の場合には、事務次官に次ぐ職位である旧文部省出身の文部科学審議官。)は、文部科学省が組織的に再就職等規制を潜脱する再就職あっせんの構造の構築を防止すべきであったにもかかわらず、構造の構築・運用に関わってきたことについて重大な責任があった。特に、嶋貫氏の財団退職が問題となった時期から文教フォーラムの設立までの時期については、人

事課長を含めた職員を指揮・監督する事務方の最高職位という立場でありながら, 適法な形に是正する契機を放置し,運用を継続させたという極めて重大な責任があった。

加えて、旧科学技術庁出身の事務次官についても、事務方の最高職位として省務 全体を掌理する立場にあり、人事課職員の関与に関する監督責任があったと言わざ るを得ない。

次に、官房長については、再就職あっせんの環境作りや個別の再就職案件は、実態としては、個人として関与した案件を除き、人事課職員が直接事務次官に報告しつの進めていたものの、官房長は人事課を含む大臣官房の所掌事務を掌理する立場にあり、人事課職員の関与に対する監督責任があった。

人事課長については、在任当時の認識の程度に関わらず、実態として人事課職員による嶋貫氏への情報提供や直接の再就職等規制違反行為等が行われており、部下職員に対する監督責任があった。また、事務次官のもとに、再就職等規制を潜脱する再就職あっせんの構造の構築を防止すべきであったにもかかわらず、構造の構築・運用に関わってきたことについて、重大な責任があった。特に、嶋貫氏の財団退職が問題となった時期から文教フォーラムの設立までの時期については、事務次官に報告しつつ、適法な形に是正する契機を放置し、運用を継続させた責任は重いものがあると言わざるを得ない。

再就職あっせんに係る嶋貫氏と人事課職員との関係は、同氏の退職後に生じたものであるが、事態の発生を防げなかった一因に、再就職等規制が導入された当初の段階で、人事課職員はもとより、全職員に遵法意識の徹底を図るなど必要な資質の育成の措置及び継続的な研修措置等が十分に講じられていなかった面があり、事務次官以下幹部職員にも責任があった。

上記のように,再就職のあっせん構造の構築等に関する責任を踏まえ,文部科学 省において関係する職員に対して厳正に処分等を行うべきである。

2. 個別事案における再就職等規制違反行為について

国家公務員法第98条にあるように、国家公務員たる文部科学省職員は法令を遵守する義務が課されており、文部科学省においては、同法の規定する再就職等規制違反行為を行った職員については、その責任を問い、厳正に処分等を行うべきである。

再就職等規制違反行為を行った職員の処分等を検討するにあたって,役職や所属など行為を行った職員の果たすべき職責を考慮すべきであり,特に,職員が再就職等規制違反を起こさないよう率先して取り組むべき人事課職員及び職位がより上位の職員についてはその職責を重くみるべきである。

この職責と併せて, 行為の反復性の有無, 違法性の認識の有無等のその他個別に

考慮すべき諸事情も踏まえて処分等を決定すべきであると考える。

また、個別事案において、文部科学省の調査では国家公務員法の規定する再就職等規制違反行為とまでは確認できなかったものもある。しかしながら、今回、再就職等監視委員会から指摘を受けたことを踏まえると、これらは国民に再就職等規制違反行為の疑念を生じさせる極めて不適切な行為であり、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があったものと断じざるを得ないものと考える。

なお、今回、調査の中で、再就職等規制違反以外に、大学の設置認可に関する情報や是正意見の内容を設置審査とは関係がない部署の職員に提供するという、設置審査の信頼性を大きく損なうという国家公務員法が定める信用失墜行為が判明したところである。今回の調査等を通じて判明した国家公務員法違反行為については、厳正に処分等を行うべきである。

Ⅵ 調査を通じて考え得る再発防止の在り方について

1. 今回の文部科学省における再就職等問題が発生した原因の考察

調査班の調査を通じて、文部科学省の現職職員が職員OBに対して、現在の施策をはじめとした様々な情報提供を行うなど必要以上に気配りをするといった、年功序列や入省年次偏重の意識が高い省内の組織風土があることが把握された。また、人事課の業務は職員の任用や給与を扱うという専門性及び秘匿性の高いものであることから、多くの人事課職員が同じ人事課内で人事異動を繰り返している人事慣行についても確認されたところである。そのような組織風土と人事慣行とがあいまって、人事課が、職員人事業務を行うために集約された職員及び職員OBに関する情報を特定OBに提供する等の再就職あっせんに関与してしまったのではないかと考察される。また、再就職等規制に基づき職員の違反行為を監視・指摘すべき役割について人事課が担っていたことから、人事課職員の再就職等規制に違反する行為に対して監視・指摘する機能が十分に果たされなかったものと思われる。

あわせて、「無報酬であれば、再就職等規制に関わる案件ではないとの認識であった」などの再就職等規制について誤った認識をもつ職員の存在が明らかとなるなど、文部科学省においては、人事を担当する職員も含めて、職員一人一人の再就職等規制に関する理解が極めて不十分であったことが確認されている。また、既に再就職等監視委員会から指摘を受けたように人事課が再就職等規制違反行為を隠ぺいするだけでなく、嶋貫氏を介した再就職あっせんの仕組みについて隠ぺいを図ろうとしていた事実も確認された。

これらを踏まえて、今回、文部科学省においてこのような再就職等問題が発生した原因について、以下のように考える。

- (1) 硬直化した人事慣行や時代や環境によって変化する様々な課題に十分対応し きれていない組織的弊害
- (2)上司,先輩や職員OBに対して必要以上に気配りする「身内意識」の組織風土
- (3) 国家公務員法の再就職等規制の内容について理解が十分浸透しておらず、職員一人一人の遵法意識が希薄であったこと

2. 上記原因を踏まえた再発防止の在り方について

(1) 硬直化した人事慣行や組織体制の見直し

再就職等規制に違反する行為に対して監視・指摘する機能が十分に果たされなかったことを踏まえ,人事課から再就職等規制に関する業務を分離することが適当である。さらに,外部の有識者が参画する形で文部科学省のコンプライアンスを確保

するための組織を設け、再就職等規制に関する業務が適正に行われているか定常的 な調査を行うべきである。

また、文部科学省における人事に関する様々な慣行や仕組みが、組織や人事の硬 直化をもたらし、前例踏襲や縦割り思考などの時代や環境によって変化する様々な 課題に十分に対応しきれない組織的弊害を生じさせていることも踏まえて、人事慣 行を見直し、柔軟で活力のある組織に変化させることが、ひいては再就職等問題の 再発防止にもつながるものと考えられ、積極的に取り組む必要がある。

(2) 「身内意識」の組織風土の改革

年功序列や入省年次偏重の意識が高い省内の組織風土によって、省内に「身内意識」「内輪意識」がもたらされ、このことが現職職員が職員OBの再就職について必要以上の対応や隠ぺいを行ってしまった遠因になったとも考えられることから、現職職員と職員OBの関わり方について改めて見直し、ルール化するなどの検討をすべきである。

また,「身内意識」の改革のためには,行政内部の論理にとらわれない視点を持つ民間企業等からの人材の受入れや交流を行うことも考えるべきである。

(3) 職員の遵法意識の醸成

遵法意識を醸成するためには、国家公務員法の再就職等規制の内容の理解を深めることと同時に、職員が隠ぺいする行為をしてしまったことを重く受け止め、コンプライアンスに関する研修の充実は必要不可欠である。再就職等規制に関しては、今回の事案を踏まえた実態的かつ能動的な内容に改善を図ることが必要である。職員の年齢や職位、従事している職務内容を踏まえ、きめ細かに実施することも併せて検討すべきである。

また,これらの研修については, (1) に記載した外部の有識者が参画する組織の意見等も聞きながら実施すべきである。

文部科学省は今回の再就職等問題について改めて猛省するとともに,以上の(1)から(3)で示された方向性を踏まえつつ,早急に再発防止の具体的な方策を検討し,措置を講ずることを期待する。その際には当該方策について,文部科学省の職員だけでなく,職員OBや関係機関等にも幅広く周知し,理解を求めるよう努めるべきである。

なお、調査に携わった特別班員(有識者)からは、職員の生涯を通じた働き方についての指摘もあり、参考資料9に、そのことも含め特別班員(有識者)の所見が示されている。

3. 今回の大学等の設置認可等の過程で生じた問題の再発防止の在り方

今回の調査の中で判明した,大学等の設置認可等の過程における公表前の情報等を関係のない部署の職員に提供した行為も,大学等の設置認可等の信頼性を大きく損なう,極めて重大な問題である。文部科学省では,今回の再就職等問題と並行して,このような事案がほかにないかについても調査(参考資料8参照)を行った結果,「滋慶学園副学長事案」で指摘された行為に関するもの以外には不適切と認められる事案は確認されなかったとの調査結果をまとめた。今後,二度とこのような事態が発生することのないよう,職員の意識改革や,大学設置認可等の審査業務に係る情報管理の徹底等に関する具体的な方策についても検討し、早急に実施する必要がある。

参考資料

- 1. 文部科学省再就職等問題調査班 名簿
- 2. これまでの調査の経緯について
- 3. ヒアリング実施回数について
- 4. 文部科学省在職関係一覧
- 5. 再就職支援業務について
- 6. 中間まとめ抜粋(「再就職支援業務について(25.9.11付資料)」について)
- 7. 中間まとめで既に国家公務員法に違反すると判断された事案(新たな違反行為者が認められた事案を除く)
- 8. 大学等の設置認可等の審査業務関係職員に対する調査について(概要)
- 9. 再就職等問題調査班特別班員の所見

文部科学省再就職等問題調査班 名簿

平成29年3月3日現在

特別班員(有識者) 水地 啓子 弁護士

山田 秀雄 弁護士

杉山 忠昭 花王株式会社執行役員

原田 久 立教大学副総長

班長 中川 健朗 サイバーセキュリティ・政策評価審議官

副班長 白間 竜一郎 大臣官房審議官

湊屋 治夫 大臣官房付

串田 俊巳 大臣官房総務課長

調査班員(弁護士) 石橋 京士 弁護士

今井 靖博 弁護士 植木 琢 弁護士 永 滋康 弁護士 厚井 久弥 弁護士 小西 隆文 弁護士 高橋 和弘 弁護士 中村 悦朗 弁護士 西浦 善彦 弁護士 西中山 竜太郎 弁護士 弁護士 番 敦子 堀岡 咲子 弁護士 八尾

 八尾
 光善
 弁護士

 山越
 真人
 弁護士

吉田 繁實 弁護士

調査班員 21名

合計 44名

これまでの調査の経緯について

1月2	3日	文部科学大臣直轄の再就職等問題調査班発足
2月	3日	特別班員(有識者)が調査班に参画 再就職等問題調査班特別班員(有識者)会議(第1回) 調査方針等について議論
2月	4日	前川前文部科学事務次官,歴代人事課長等,嶋貫氏, 文教協会にヒアリング(15回)
2月	5日	再就職等問題調査班特別班員(有識者)会議(第2回) 事実等の整理素案について議論
		再就職等問題調査班特別班員(有識者)会議(第3回) 事実等の整理案について議論
2月	6日	事実等の整理とりまとめ、公表
2月1	0日	再就職等問題調査班の体制強化
2月1	0日~2	月16日 関係者ヒアリング(94回)
2月1	7日	再就職等問題調査班特別班員(有識者)会議(第4回)調査状況等について議論
2月1	9日	再就職等問題調査班特別班員(有識者)会議(第5回)中間まとめについて議論
2月2	1日	中間まとめ、公表

2月23日~3月14日 関係者ヒアリング(200回)

- 2月24日 再就職等問題調査班特別班員(有識者)会議(第6回) 最終まとめに向けた今後の方針等について議論
- 2月27日 「文部科学省における再就職等問題に係る調査報告(中間まとめ) における団体名等を公表することについて」(公表)
- 3月 3日 再就職等問題調査班の体制強化
- 3月 6日 再就職等問題調査班特別班員(有識者)会議(第7回) 最終まとめに向けた議論
- 3月14日 再就職等問題調査班特別班員(有識者)会議(第8回) 最終まとめについて議論
- 3月30日 最終まとめ、公表

ヒアリング実施回数について

【特定OBを介した再就職等あっせんの構造について~現時点で把握できた事実等の整理~】

〇実施回数:15回

〇実施した者:18名

【文部科学省における再就職等問題に係る調査報告(中間まとめ)】

〇実施回数:94回

〇実施した者及び組織・団体の総計:65名・20団体

【文部科学省における再就職等問題に係る調査報告 (最終まとめ)】

〇実施回数:200回

〇実施した者及び組織・団体の総計:150名・8団体

【合計】

〇実施回数:309回

〇実施した者及び組織・団体の総計:188名・25団体

文 部 科 学 省 在 職 関 係 一 覧

19.7.6 一切です明	
19.7.6	5
3	7.10) (19.4.1~22.7.31)
3	
20.7.11 (19.9.26~20.8.2)	
20.7.11	
坂田東一 森口泰孝 (2) (20.7.11~21.7.14) (20.7.11~21.7.14) (20.7.11~21.7.14) (20.7.11~21.7.14) (20.7.11~23.4) (20.7.11~23.4) (20.7.11~21.7.14) (20.7.11~2	
会計を担実 (20.7.11~21.7.14) (20.7.11~21.7.14) (20.7.11~21.7.14) (20.7.11~23.17.14) (20.7.11~21.7.14) (20.7.11~23.17.14) (20.7.11~23.17.14) (20.7.11~21.7.14) (20.7.11~23.17.14) (20.7.11~21.7.14) (20.7.11~21.7.14) (20.7.11~21.7.14) (20.7.11~21.7.14) (20.7.11~21.7.14) (20.7.11~23.17.14) (20.7.11~21.7.14)	
21.7.14 塩谷立 坂田東一 清水潔 森口泰孝 山中伸一 常盤豊 (21.7.14~22.7.30) (21.7.14~22.7.30) (21.7.14~22.7.30)	8.31)
21.7.14 (20.9.24~21.9.16) 坂田東一 清水潔 森口泰孝 山中伸一 常盤豊 (21.7.14~22.7.30) (21.7.14~22.7.30) (21.7.14~22.7.30) (21.7.14~22.7.30) (21.7.14~22.7.30) (21.7.14~22.7.30) (21.7.14~22.7.30) (21.7.14~22.7.29)	
(20.9.24~21.9.16) 坂田東一 清水潔 森口泰孝 山中伸一 常盤豊 川端 達夫 (21.7.14~22.7.30) (21.7.14~22.7.30) (21.7.14~24.1.6) (21.7.14~22.7.30) (21.7.14~22.7.29) 22.7.30	
(21.9.16~22.9.17) 22.7.30	
22.7.30	
┃ 22.8.1 ┃ 髙木 義明 ┃ 清水潔 ┃ 金森越哉 ┃ 土屋定之 ┃ 関靖直 ┃	6
(22.9.17~23.9.2) (22.7.30~24.1.6) (22.7.30~24.1.6) (22.7.30~24.1.6)	(22.8.1~25.3.31)
23.9.1	
③	
(23.9.2~24.1.13)	.8.3)
24.1.6 平野 博文 森口泰孝 山中伸一 藤木完治 前川喜平 中岡司	
(24.1.13~24.10.1) (24.1.6~25.7.8) (24.1.6~25.7.8) (24.1.6~25.7.8) (24.1.6~25.7.7)	
田中眞紀子	
(24.10.1~24.12.26)	
25.4.1	
(24.12.26~27.10.7)	(25.4.4 27.2.2.4)
	(25.4.1~27.3.31)
25.7.8 山中伸一 板東久美子 戸谷一夫 伯井美徳	
(25.7.8~27.8.4) (25.7.8~26.7.25) (25.7.8~27.8.4) (25.7.8~26.7.24)	
26.1.17	
土屋定之	
(26.1.17~27.8.4)	
26.7.25	
前川喜平 藤原章夫 (26.7.25~28.6.21) (26.7.25~27.8.3)	
27.4.1	8
	(27.4.1~28.3.31)
27.8.4	
)
28.4.1 (27.10.7~28.8.3)	9
	(28.4.1~)
28.6.21	
松野博一前川喜平 小松親次郎 佐野太 豊岡宏規	
(28.8.3~) (28.6.21~) (28.6.21~) (28.6.21~)	

25, 9, 11

再就職支援業務について

国大協サービスの見解

国大協サービスが、大学職員以外の再就職支援業務に関わるのは教職員生涯 福祉財団と同様に距離感がある。大学職員の再就職についても、収益が必要な 有限会社であるからボランティアベースでの再就職支援業務の受入れは困難。



文部科学省の方向性

嶋貢氏が週2日程度の保険会社顧問に就任し、残りの3日間で再就職支援業務をボランティアベースで行う。一定の資金が必要になることから、NPOを作り、出版事業等を展開し、秘書給与及び執務室賃料等については、教職員生涯福祉財団等に負担していただけないか。



教職員生涯福祉財団の見解

嶋貫氏は国大協サービスが受け入れてくれると思っていた、財団が借りている執務室も6月までの契約を9月末まで延長した。これ以上の延長は難しい。

嶋貫氏が週2日程度の保険会社顧問に就任し、NPOを作り再就職支援業務を行うという案は良い方法かもしれない。保険会社に再就職するには、ある程度時間を要することは理解する。

再就職支援業務が財団から切り離されるのであれば、表向きの事業をやっていただき、秘書給与(現状 400 万程度)や執務室賃料(現状 月 10 万程度)を文教協会を経由して業務委託費という形で支援できる。

再就職ポストを用意して年内には決めて欲しい。

9月13日に國分理事長から井上前放送大学教育振興会会長に相談する。 (清水教職員生涯福祉財団顧問弁護士も同席)



井上前放送大学教育振興会会長に提案する対応案

- ・再就職支援業務については、できるだけ早く(年内を目処)に個人のNPO 事業として実施する方向で調整(執務室は虎ノ門近辺)。主たる事業について は、早急に検討(出版事業や講演・研修会等の企画立案等)。
- ・嶋貢氏には1月に週1日程度の保険会社顧問に就任していただき、残りの4日間で再就職支援業務をボランティアベースで行う。

【保険会社顧問ポスト案】

- 工藤智規(67) (第一生命保険顧問 週1日 1,000万)
 - → 工藤氏は若葉共済会会長(1,000万)への話がある 公立共済枠なので玉井理事長に要相談
- 遠藤昭雄(67) (明治安田生命顧問 月2日 1,000万)
 - → 遠藤氏の再就職先が必要
- ・秘書給与(年額 400 万)、執務室及び本省局長級OB用サロン(併せて月額 30 万)の運営母体
 - (案1) 教職員生涯福祉財団が文教協会(国大協サービス)に出版事業等の業務委託を行い、嶋貫氏に再委託する。 嶋貫氏は主たる事業の他にサロン運営も併せて行っていただき、 文教協会が秘書給与、サロン及び執務室賃料を負担。
 - (案2) 教職員生涯福祉財団が文教協会(国大協サービス)に出版事業等の業務委託を行い、嶋貫氏には、主たる事業の他にサロン運営も併せて行っていただき、文教協会が秘書給与、サロン賃料を負担する。なお、執務室賃料は嶋貫氏が負担。

	運 営 母 体		
	(案1)	(案2)	
秘書給与	文教協会(国大協サービス)	文教協会(国大協サービス)	
サロン賃料	文教協会(国大協サービス)	文教協会(国大協サービス)	
執務室賃料	文教協会(国大協サービス)	ŅРО	

※内閣府(NPOの制度担当部局)にNPOが公益法人から業務委託を受けることは可能か確認した結果、法律上は問題なく、可能である。なお、NPOが行政から業務委託を受けた例は多数あるが、NPOが公益法人から業務委託を受けた例は把握していない、とのことであった。

中間まとめ抜粋(「再就職支援業務について(25.9.11付資料)」について)

II. 特定OB(嶋貫氏)を介した再就職あっせんの構造解明について

1. 「再就職支援業務について (25.9.11付資料)」について

ヒアリングの結果からは、「再就職支援業務について(25.9.11付資料)」(以下、「資料」という。)は、教職員生涯福祉財団(以下、「財団」という。)を退職後の嶋貫和男氏が文部科学省OBの再就職あっせん活動を継続できる環境をつくるため、文部科学省人事課と嶋貫氏が共同して作成した対応案であると推測される。

ヒアリングを通して、資料の作成過程や内容の事実関係について確認されたもの は以下のとおりであった。(注:官職は当時のもの)

〇 資料の作成過程について

作成にあたっては、人事課調査官(以下、「調査官」という。)から指示を受けた 人事課任用班職員が、調査官から渡されたメモをワープロで清書し、そのファイル を調査官にメールで送信した。資料は、調査官が、これに若干の修正を加えた上で、 清水潔氏(財団顧問弁護士・元事務次官)からの問い合わせに答える形で、清水氏 に送信したものである。

この内容は、調査官から伯井美徳人事課長、山中伸一事務次官へと報告された。 調査官や任用班職員としては、資料の内容は嶋貫氏の意向を反映させたものと受け 止めていた。

清水氏としては、9月13日に財団の國分正明理事長(元事務次官)や金森越哉事務局長兼専務理事(元文部科学審議官)と会食する機会があったが、資料の内容が國分理事長の意向に沿っていないと考え、この資料を見せることはなかったとのことである。

○ 資料1枚目「国大協サービスの見解」について

平成24年5~6月頃,前川喜平官房長から有限会社国大協サービス社長に対し, 再就職あっせんを行わないか打診があった。同年7月に,国大協サービス社長は, 営利企業でありボランティアベースの再就職あっせんは困難であるとともに,保険 代理店業にしっかり取り組みたいとの理由で断った。その後,平成25年8月頃, 伯井人事課長から国大協サービス社長に対し再度話があったが,同様の理由で断っ ている。

○ 資料1枚目「文部科学省の方向性」について

2月6日付「特定OBを介した再就職等あっせんの構造について」にあるとおり、 人事課長や調査官は、嶋貫氏による再就職あっせんが継続されないと困ると考えて おり、その環境づくりのため「嶋貫氏が週2日程度の保険会社顧問に就任し、残り の3日間で再就職支援業務をボランティアベースで行う」という対応案を考えたと 推測される。

○ 資料1枚目 [教職員生涯福祉財団の見解] について

平成21年7月の嶋貫氏の財団審議役への就任については,再就職規制導入前に 当時の調査官があっせんしたと認められる。嶋貫氏は,審議役として,教職員の退 職後の社会貢献活動に関する新たな事業の企画をしつつ,財団業務とは別に,再就 職あっせんを行っていた。

平成24年4月に就任した國分理事長としては、嶋貫氏が財団内で文科省OBの 再就職あっせんを行うことについては、財団の業務との誤解を招きかねず、また財 団の構成員の信頼を損ねることから、再就職あっせんをやめるか、続けるのであれ ば財団外で行うべきと考えた。

國分理事長は、平成24年4月以降、遅くとも25年6月までには、このような 意向を金森事務局長(平成25年6月に専務理事に就任し事務局長と兼務となった。) や嶋貫氏に伝えた。専務理事に就任した金森氏は、國分理事長の意向を踏まえ、調 査官にこの旨を相談した。

調査官は、嶋貫氏による再就職あっせんは、NPOとして実施する一方、出版事業等を財団から文教協会又は国大協サービスに業務委託を行うという案を検討した。 金森専務理事は、この情報を清水氏と共有したが、財団の意向に沿うものではなかったため、実現されなかった。

嶋貫氏を退職させる旨は、平成25年6月の財団評議員会において、國分理事長から評議員会議長である井上孝美氏(元事務次官)に報告したが、同年9月から約半年間、井上氏が体調不良により面会できる状況になく、「9月13日に國分理事長から井上前放送大学教育振興会会長に相談する」ことはなかった。

〇 資料2枚目[井上前放送大学教育振興会会長に提案する対応案]について

上記のとおり、井上氏には資料にあるような提案が行われたことは認められない。 実際には、嶋貫氏が平成26年1月に任意団体として「文教フォーラム」を立ち上 げる一方、文教協会として、新たな火災保険事業等を展開するため、人事課OBの 嶋貫氏を参与として分室に配置した。

参与を補佐するスタッフの給与(年間約400万円)は、保険業務について関連がある財団が負担し、執務室賃料(年間約300万円)は文教協会が負担したが、 執務室において文教フォーラムとしての活動も行うことを考慮し、嶋貫氏は平成2 5~27年の3年間で計1、150万円を文教協会に寄付している。

保険会社顧問ポスト案については、嶋貫氏を中心とした再就職あっせんの中で実 現されたものと考えられる。

具体的には、第一生命保険株式会社顧問であった工藤智規氏(元公立学校共済組合理事長・元文部科学審議官)が、平成26年3月に退任する意向があり、同組合の事務局長に、第一生命から後任候補者の情報提供の求めがあったことから、玉井日出夫同組合理事長(元文化庁長官)が嶋貫氏に依頼した。

嶋貫氏は、第一生命顧問の後任に明治安田生命保険相互会社顧問であった遠藤昭雄氏(元国立教育政策研究所)を充て、明治安田生命顧問の後任には嶋貫氏が自ら

就任することとした。明治安田生命は、遠藤氏の退任の意向と後任候補の情報を基 に、経歴等を判断した上で嶋貫氏を採用した(年収約1,000万円)。

平成26年1月に、文部科学省共済組合による新たな団体扱火災保険が開始されたが、この制度幹事代理店は嶋貫氏が顧問を務める株式会社第一成和事務所(年収約500万円)であり、集金機関は嶋貫氏が参与に就任した文教協会とされた(平成27年度集金手数料収益693、417円)。

<25.9.11付資料についての現時点での考察>

このように、資料は検討の途中経過を示したものであり、記載内容には、実際に 実現したものと実現しなかったものがある。

当時の状況としては、平成24年4月以降、遅くとも平成25年6月までには、 文部科学省人事課と嶋貫氏は共同して、嶋貫氏が文部科学省を退職して以降実施し てきた再就職あっせんを継続できるよう、嶋貫氏の活動場所や報酬の確保を図ろう としていたと捉えられる。

こうした状況から、平成26年1月の嶋貫氏による文教フォーラム設立までの一連の過程において、主として文部科学省人事課が組織的に、再就職規制を潜脱する目的で嶋貫氏を中心とした再就職あっせんを行う環境づくりに関与していたと考えられる。

中間まとめで既に国家公務員法に違反すると判断された事案

(新たな違反行為者が認められた事案を除く)

- (2) 指摘を受けた「株式会社学生情報センター(通称:ナジック) I 事案」について
 - 平成25年4月1日より株式会社学生情報センター(この項において、「ナジック」という。)の特別顧問に就任している嶋貫氏から、人事課補佐級職員Bに対し、ナジックへ再就職させる候補者に関する情報提供の依頼がなされた。人事課補佐級職員Bは当該依頼を受けて、同月26日に嶋貫氏に対して、ナジック東京への候補者であることを明記して定年退職予定の職員等3名の身上調書(個人の異動先の希望や現況等を記したもの)をメールの添付ファイルとして送付した。また、ナジック関西への候補者としては、退職予定者等現職から適当な人が見当たらないとし、次善の候補者として、既に退職して私立学校参与として週3日勤務している文部科学省○B等が候補として考えられると同メールで嶋貫氏に提案した。
 - 嶋貫氏からの情報提供の依頼の時点でナジックの候補者ということが明示されており、人事課補佐級職員Bは自らが嶋貫氏にメールで提供する情報が、職員又は職員OBをナジックへ再就職させる目的で使用されることを当然認識していたと考えられる。また、人事課補佐級職員Bのナジックの特別顧問である嶋貫氏への情報提供は、ナジックへの情報提供にあたると考えられる。なお、人事課補佐級職員Bが提案した候補者については、結果として就任に至っていない。

以上を踏まえると、人事課補佐級職員Bがナジックに対して候補者の情報提供をしたことは、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員若しくは役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。

(3) 指摘を受けた「筑波大学徳永教授関係事案」について

○ 平成25年8月23日,文部科学省OBである筑波大学徳永保教授からの電話 依頼に応じて,人事課室長級職員Aが,東北地方の病院における医学教育行政経 験・病院管理職経験の豊富な人材候補について,再就職目的に使用される可能性 を認識しつつ,その候補者として4名の略歴等の情報を徳永教授に提供したこと が,徳永教授が人事課室長級職員Aに送付した同日付けのメール及び人事課室長 級職員Aの発言により確認された。なお,人事課室長級職員Aから,候補者の情 報を徳永教授以外の者に送付したことは確認できなかった。

以上を踏まえると、人事課室長級職員Aが再就職目的に使用される可能性を認識しつつ、徳永教授に対して候補者に関する情報を提供したことは、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。

(4) 指摘を受けた「磯田文雄氏の個人連絡先の情報提供事案」について

○ 再就職等監視委員会からは、平成26年4月、人事課室長級職員Aが、文部科

学省OBである清水潔氏の依頼により、文部科学省OBである磯田文雄氏の個人連絡先をメールにより送付した旨、指摘がなされている。これについて調査したところ、事実であることが確認された。

- ただし、清水氏が磯田氏の個人連絡先を送るよう人事課室長級職員Aに依頼したのは、早稲田大学への再就職あっせん目的ではなく、個人的な事由によるものであった旨、清水氏及び人事課室長級職員Aから発言があった。
- 他方,平成26年4月頃から5月までの時期に,人事課室長級職員Aと人事課補佐級職員Cは同大学に対し,当時同大学の非常勤講師を務めていた磯田氏の常勤講師としての採用の可能性を問い合わせた。同年5月8日,同大学と磯田氏との間で,磯田氏の研究内容等について意見交換をすべく面談が設定された。なお,面談当時において磯田氏の常勤講師への採用は未定であり,実際の面談の場においても,磯田氏が茨城大学の学長選に出馬することが明らかとなったことから,常勤講師に関する話合いはなされず,磯田氏は早稲田大学の常勤講師には就任していない。

以上を踏まえると、人事課室長級職員A及び人事課補佐級職員Cが早稲田大学に対し、磯田氏を同大学の常勤講師とするよう依頼したことは、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者を…地位に就かせることを要求し、若しくは依頼」したものと考えられる。

(5) 指摘を受けた「滋慶学園副学長事案」について

- 平成26年3月末,嶋貫氏を学長予定者とする滋慶大学(通信教育課程)の設置申請があり、大学設置・学校法人審議会の審査が行われた。なお、嶋貫氏は、平成22年1月より、学校法人滋慶学園特別顧問に就任している。
- 人事課室長級職員Aは、中岡司大臣官房審議官(高等教育局担当)及び設置審査担当の補佐級職員Dから、学長予定者について是正意見が出るという情報を得た。その際、中岡審議官は、人事課室長級職員Aに、これまで学長予定者として本件に関わってきた嶋貫氏については、学長が難しければ、例えば副学長とか事務局長とかの形で関わることが必要である旨を述べたと発言している。
- 人事課室長級職員Aは、平成26年5月13日に、得られた情報をもとに、伯井美徳人事課長に対し、来週にも学長予定者についての是正意見が出ることと、中岡審議官から、設置審査担当の室長級職員Eとも相談したが、何年かほとぼりが冷めるまで、嶋貫氏には副学長に就任いただき、当面は学長には非常勤で適任者を選任していただくのがいいのではないかという指摘があった旨を説明した。この説明はメールによりなされたが、当該メールには、嶋貫氏の携帯電話番号が記載されており、人事課室長級職員Aは、伯井課長より嶋貫氏に情報が伝わることを期待していたことが推測される。なお、この人事課室長級職員Aの説明は、上述の中岡審議官の発言とは一致しない点がある。更に、中岡審議官は、本件に関し、室長級職員Eとは相談していないと発言しており、この点も一致しない。
- 同月19日に、文部科学省より、同学園に対し、学長の資質が不明確である点を含む是正意見が伝達されている。
- 伯井課長は、人事課室長級職員Aからメールを受信したが、自らが嶋貫氏に伝えるべき案件ではないとの判断により、嶋貫氏には伝えなかった旨発言している。

また,人事課室長級職員Aも,本件は,伯井課長に預けたものと認識し,自ら嶋 貫氏に伝えなかった旨発言している。

- 同年7月28日に、同大学の設置申請は取り下げられた。
- 設置審査過程において、嶋貫氏からの設置審査担当部署に対する不当な働きかけは確認されなかった。また、同学園によると、嶋貫氏を副学長等に就任させることを目的とした文部科学省職員からの不当な働きかけはなかったとのことである。

以上を踏まえると、再就職等規制に違反する行為は認められないが、大学の設置審査に関する情報や、是正意見に対するアドバイスが、設置審査とは関係がない部署にいる人事課室長級職員Aに提供されている点は問題である。補佐級職員D及び、大学設置室を指導する立場である中岡審議官の両名によるこのような行為は、設置審査の信頼性を大きく損なうものであり、官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為を禁ずる法第99条(信用失墜行為の禁止)に違反するものと考えられる。

また、人事課室長級職員Aは、設置審査とは関係のない部署におりながら、人事課 OBである嶋貫氏が学長予定者となっている特定の法人についての設置審査に関す る情報や、是正意見に対するアドバイスを入手している。こうした行為は公務に対す る信用を傷つけるものと考えられることから、官職の信用を傷つけ、又は官職全体の 不名誉となるような行為を禁ずる法第99条(信用失墜行為の禁止)に違反するもの と考えられる。

さらに、伯井課長は、人事課室長級職員Aから上記についての説明を受けたにもかかわらず、監督責任を果たさなかったものと考えられる。

(7) 指摘を受けた「新潟科学技術学園事案」について

- 平成26年秋頃,室長級職員Fは,早期退職及び再就職を希望している意向を補佐級職員Gに伝えた。補佐級職員Gは,局内の人事について人事課と相談するため,室長級職員Fの意向を人事課室長級職員Aに伝えた。さらに,人事課室長級職員Aは,室長級職員Fが再就職を希望していることを嶋貫氏に伝えた。本情報を得た嶋貫氏は、学校法人新潟科学技術学園関係者に,室長級職員Fの早期退職及び再就職の意向に関する情報を提供した。なお,補佐級職員Gは,再就職の調整に関し人事課と嶋貫氏との間に密接な関係があることを認識しているとは確認されなかった。
- 平成27年1月28日,人事課室長級職員Aは,補佐級職員Gから,室長級職員Fが退職して再就職する場合の手続き等について教えてほしいとの相談を受けた。また,人事課室長級職員Aは,同月30日,当該相談のメールを人事課補佐級職員Cに転送した。
- 人事課補佐級職員C及び補佐級職員Gにおいて、嶋貫氏及び同学園への接触、情報提供は認められなかった。また、室長級職員Fは、同年5月1日より、同学園の役員に再就職していること、同学園は室長級職員Fにとって利害関係企業等に該当しないことが確認された。

以上を踏まえると、人事課室長級職員Aが嶋貫氏に対し室長級職員Fの再就職希望を伝えたことは、その情報を受けて嶋貫氏が室長級職員Fの再就職に関する調整を行

っていたことに鑑みると、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員…に関する情報を提供」したものと考えられる。

(8) 指摘を受けた「明治薬科大学事案」について

- 平成27年1月20日,文部科学省OBである明治薬科大学Hが,同年3月3 1日で退職する自身の後任として文部科学省の後輩を探していたため,人事課室 長級職員Aに対し、メールにて求人依頼を行った。Hより同じ依頼を受けた嶋貫 氏は、Hの後任候補として文部科学省OBであるIの情報をHに提供した。
- 〇 同年2月2日、Hの求めに応じ、人事課室長級職員Aが、再就職目的に使用されることを認識しつつ、Iの電話番号及びメールアドレスをHに送付した。結果として、IがHの後任として再就職した。

以上を踏まえると、人事課室長級職員AがHに対してIの連絡先を提供したことは、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であった者に関する情報を提供」したものと考えられる。

(11) 指摘を受けた「伊勢呂裕史等玉突き再々就職事案」について

- 平成27年4月14日,人事課補佐級職員Kは,嶋貫氏の指示を受け,文部科学省OBである伊勢呂裕史氏の略歴(生年月日・本籍地・退職後の職歴・就任時期等が記載)を送付している。
- また、同月21日に人事課補佐級職員Kが嶋貫氏に送付した再就職ポスト(現職及びOB)のリストによると、同年6月付けで文部科学省OBである辰野裕一氏が公益財団法人教科書研究センター常務理事に就任することについて調整中、前任の伊勢呂氏については東京海上日動火災保険株式会社顧問に就任することについて調整中との記載がある。伊勢呂氏は最終的に同年7月に同ポストに着任している。
- 人事課補佐級職員Kは伊勢呂氏の略歴を嶋貫氏に送付し、また、該当者が掲載されている再就職ポスト(現職及びOB)のリストの存在を認識しており、嶋貫氏に情報提供をすることにより再就職の調整がなされることを当然認識していたと考えられる。

以上を踏まえると、人事課補佐級職員Kが嶋貫氏に略歴及び当該リストを送付したことは、嶋貫氏が東京海上日動火災保険株式会社と再就職に関する調整を行っていたことに鑑みると、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。

(14) 指摘を受けた「学校法人獨協学園事案」について

- 文部科学省OBである学校法人獨協学園Mは同学園の役員等に再就職した文部科学省OBのリストを作成し、平成27年6月30日、人事課室長級職員Aに手交した。
- 〇 同年7月1日,人事課室長級職員Aは,同リストを誤って廃棄してしまったため,改めてMに依頼を行い,同リストの電子媒体の提供を受けるとともに,それ

を人事課補佐級職員Kに転送した。

○ 人事課室長級職員Aは、同リストの提供依頼は、職員及び職員OBの再就職目的ではなかったと発言しているが、人事課室長級職員Aが嶋貫氏を介した職員OBの再就職あっせんに関与していたことを踏まえると、人事課室長級職員Aによる同リストの提供依頼の目的には、職員又は職員OBの再就職目的が含まれるものと認められる。

以上を踏まえると、人事課室長級職員Aが同リストの提供をMに対して依頼したことは、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「当該地位に関する情報の提供を依頼」したものと考えられる。

(15) 指摘を受けた「東京国立博物館協力会事案」について

- 平成27年7月頃,人事課補佐級職員Kは,東京国立博物館 d に対し,一般財団法人東京国立博物館協力会の役員等に再就職した文部科学省OBのリストの提供を依頼した。その後,同月23日,人事課補佐級職員Kはdから同リストを受信した。
- 人事課補佐級職員Kは、同リストの提供依頼が、職員及び職員OBの再就職目的かどうかは定かでないと発言しているが、人事課補佐級職員Kが嶋貫氏を介した職員OBの再就職あっせんに関与していたことを踏まえると、人事課補佐級職員Kによる同リストの提供依頼の目的には、職員又は職員OBの再就職目的が含まれるものと認められる。

以上を踏まえると、人事課補佐級職員Kが同リストの提供をaに対して依頼したことは、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「当該地位に関する情報の提供を依頼」したものと考えられる。

(18) 指摘を受けた「上智大学事案」について

- 平成27年当時,文部科学省から上智大学に出向中の職員Nが同年度中に定年 退職を予定しており,文部科学省OBである同大学の舌津一良理事は,同氏の退 任に当たり,優れた人材を探していた。人事課室長級職員Aによると,職員Nの 退任にあたって人材を探しているという話を聞いて,嶋貫氏と相談の上,後日, 舌津理事と会った時に候補となる人材について,紙を渡してはいないが,文部科 学省職員の幹部職員名鑑(市販)を見ながら話をしたとのことであった。
- また、人事課室長級職員Aの異動後、後任となった人事課室長級職員Bが同年 10月23日に嶋貫氏に送付したメール及び人事課室長級職員B本人の発言に よれば、人事課室長級職員Bが嶋貫氏の指示により舌津理事に電話をかけたとこ ろ、人事課室長級職員Aより舌津理事に対して候補者が提案されたが、その中に 適任者がおらず、職員Nの退任にあたって、文部科学省OBの採用については立 ち消えになったことが確認された。

以上を踏まえると、人事課室長級職員Aが舌津理事に対して再就職候補者の相談を行ったことは、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員若しくは役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。また、人事課室長級職員Bが舌津理事に対し、上智大学におけるポストについて確認

をしたことは、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「当該地位に関する情報の提供を依頼」したものと考えられる。

(21) 指摘を受けた「公立学校共済組合事案」について

- 文部科学省OBである公立学校共済組合玉井日出夫理事長は、同組合の病院において優秀な医師を確保するためには科学研究費助成事業(以下、「科研費」という。)の申請機関となることが必要であるとの考えに基づき、同組合の複数の病院が科研費の申請機関となるための事務体制の整備を支援し、会計管理等について病院職員に指導できる科研費事務に精通したアドバイザーを外部委託として確保するため、平成27年11月10日、人事課室長級職員Bに対し、電話にて当該候補者の情報提供を依頼した。
- 同年12月,人事課室長級職員Bは,嶋貫氏に相談し,その後,文部科学省の OBである候補者Qの電話番号等の情報を玉井氏に提供し,最終的に当該候補者 が平成28年に,同組合のアドバイザーとなった。

以上を踏まえると、人事課室長級職員Bがアドバイザーの候補者に関する情報を提供したことは、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。

(22) 指摘を受けた「日本PTA事案」について

- 平成27年11月12日頃,谷合俊一社会教育課長は,文部科学省OBである公益社団法人日本PTA全国協議会事務局のRから,同事務局への適任者の配置要請を受け,同求人内容(勤務条件等を含む。)を人事課室長級職員Bに伝えた。同月17日,人事課室長級職員Bは同情報を嶋貫氏に伝えた。
- Rは人材不足に悩む中で、谷合課長に漠然とした相談をしたが、谷合課長は再 就職の相談であると認識した上で、人事課室長級職員Bに伝えるために、Rから 待遇等の情報を取得し、人事課室長級職員Bに伝えた。

以上を踏まえると、谷合課長がRから求人情報を取得したことは、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「地位に関する情報の提供を依頼」したものと考えられる。

(23) 指摘を受けた「福島健郎氏の再就職希望情報伝達事案」について

- 文部科学省OBである福島健郎氏は平成27年11月17日に藤江陽子人事課長の下を訪れ、自身の再就職の希望等について話をし、その後、続けて人事課室長級職員Bの下を訪れ、藤江課長に対してしたものと同様の話をした。藤江課長は、人事課室長級職員Bに対し、福島氏が面談に来たことやその内容を伝えた。
- また,人事課室長級職員Bは同日付けの当該面談の内容のメモを作成し,嶋貫氏に対し,当該メモを送付している。当該メモでは,福島氏が高等教育全般に通じていること,社会教育課長の職歴を生かした再就職を希望していること等の情報が整理されており,人事課室長級職員Bは嶋貫氏に当該情報を伝達することにより、再就職の調整がなされることを当然期待していたと考えられる。

- 藤江課長については、人事課室長級職員Bが取得した福島氏の再就職に関する情報は、人事課室長級職員Bから嶋貫氏に伝達されることを藤江課長自身が認識しており、人事課室長級職員Bに面談の内容を伝えることで、その内容が嶋貫氏に伝達され、再就職の調整がなされることを当然期待していたと考えられる。
- 結果として,人事課室長級職員Bが嶋貫氏に情報を伝達した後,福島氏は嶋貫 氏の調整によって学校法人千葉敬愛学園に再就職をしている。

以上を踏まえると、藤江課長が嶋貫氏に伝達されることを認識した上で人事課室長級職員Bに情報を伝達したこと及び人事課室長級職員Bが嶋貫氏に当該メモを送り、福島氏の情報を提供したことは、嶋貫氏が学校法人千葉敬愛学園と再就職に関する調整を行っていたことに鑑みると、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。

(24) 指摘を受けた「(公財)医学教育振興財団事案」について

- 平成27年11月頃,人事課室長級職員Bは公益財団法人医学教育振興財団 e より,文部科学省OBである同財団事務局長の後任を派遣してほしいとの依頼を受けた。
- その後,人事課室長級職員Bは同依頼内容を嶋貫氏に伝えたところ,文部科学 省から国立大学法人に出向中の和氣太司氏が候補者として提案された。
- 〇 人事課室長級職員Bは嶋貫氏の指示により、eに対して和氣氏を紹介し、和氣 氏とeとの面談の日程調整を行った。面談は同年12月17日に行われた。

以上を踏まえると、人事課室長級職員Bが和氣氏をeに紹介し、再就職に関する面談の日程調整をしたことは、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であった者に関する情報を提供」したものと考えられる。

(25) 指摘を受けた「(公社)日本工芸会事案」について

- 平成27年11月頃,文部科学省OBである公益社団法人日本工芸会林田英樹理事長が人事課室長級職員Bの下を訪れた際,人事課室長級職員Bは林田理事長から,職員としてふさわしい者として,複数の文部科学省OBの名前を挙げられ,同人らが現在何をしているかの情報提供を依頼された。人事課室長級職員Bは林田理事長から名前の挙げられた文部科学省OBの現況を調べた上,嶋貫氏に同依頼内容を伝えた。
- 嶋貫氏は同依頼に対し、文部科学省OBであるSが適任であろうとの提案を行い、嶋貫氏の指示により、人事課室長級職員Bから林田理事長に対し、事務局長の候補者であるSを、顔写真をFAXで送信する等して紹介している。

以上を踏まえると、人事課室長級職員BがSを林田理事長に紹介したことは、法第 106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。

(26) 指摘を受けた「教職員共済生活協同組合事案」について

- 平成27年12月7日, 文部科学省OBである教職員共済生活協同組合金森 越哉副理事長は人事課室長級職員Bと面会し, 文部科学省OBである同組合職員 の後任として文部科学省OBを紹介してほしいと依頼した。
- この後,人事課室長級職員Bは嶋貫氏に対し、金森副理事長からの依頼内容を 伝えた。その後、嶋貫氏から金森副理事長に提案された文部科学省OBであるT が、同組合内の選考の上、同組合に再就職することになった。

以上を踏まえると、人事課室長級職員Bが教職員生活協同組合からの依頼内容を嶋 貫氏に伝えたことは、嶋貫氏が同組合と再就職に関する調整を行っていたことに鑑み ると、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職 員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。

(27) 指摘を受けた「(公財) 文教協会会長退任情報事案」について

- 平成27年12月11日,前川喜平文部科学審議官は、嶋貫氏の依頼を受け、当時再就職していた文部科学省OBである公益財団法人文教協会雨宮忠会長・理事長を訪ね、同氏の同協会会長退任の意向を確認し、その後任として、文部科学省OBである近藤信司氏の情報を提供した。これに先立ち、人事課補佐級職員Kは、嶋貫氏に対し、再就職に利用されることを認識しつつ、文部科学省の最終官職等を記載した同協会歴代会長及び歴代常務理事一覧を送付した。
- また,前川文部科学審議官からの報告を受け,同月14日,人事課室長級職員 Bは,その情報が再就職に利用されることを認識しつつ,嶋貫氏に対し,前川文 部科学審議官が同協会の会長を訪問し同会長の辞任の意向を確認したことを報 告した。
- 平成28年4月1日に近藤氏が雨宮氏の後任として会長に就任した。

以上を踏まえると、前川文部科学審議官の上記行為は、法第106条の2第1項に規定される「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供し」、「当該地位に関する情報の提供を依頼」したものと考えられる。また、人事課補佐級職員K及び人事課室長級職員Bの上記行為は、嶋貫氏が近藤氏の再就職に関する調整を行っていたことに鑑みると、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。

(28) 指摘を受けた「岐阜大学事案」について

- 平成27年12月頃,人事課室長級職員Uは,岐阜大学関係者から相談を受けた出向中の職員から,同大学教職大学院特任実務家教授として再就職を希望する文部科学省OBの推薦を依頼する旨の相談を受けた。人事課室長級職員Uは同大学関係者に対し,人事課室長級職員Bに本件の内容を伝達するに当たり,現場のニーズを踏まえた人材の推薦依頼となるよう,処遇やどのような人材がほしいか等の地位に関する情報を加えた上で連絡するよう伝えた。
- また,人事課室長級職員Uとのやりとりを踏まえ,文部科学省から同大学に出向中の職員Vは人事課室長級職員Bに対し,同月24日に条件等の地位に関する情報を提示し,文部科学省OBの紹介を依頼している。その後,平成28年1月

12日に人事課室長級職員Bは、職員Vが送った調整過程のメールを嶋貫氏に転送している。しかし、結果として、同大学教職大学院特任実務家教授について文部科学省OBを選任するには至っていない。

以上を踏まえると、人事課室長級職員Uが岐阜大学関係者に対し、地位に関する情報を加えた上で連絡するよう指示したことは、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「当該地位に関する情報の提供を依頼した」ものと考えられる。

(31) 指摘を受けた「全国公民館連合会事案」について

- 平成28年4月頃,文部科学省OBである公益社団法人全国公民館連合会(以下,「全公連」という。)の長谷川正明副会長から,有松育子生涯学習政策局長に,自らの後任の推薦依頼があった。有松局長は西井知紀社会教育課長に対し,人事課に相談するよう依頼した。同時期,全公連から,補佐級職員Wに対しても,同様の推薦依頼があった。補佐級職員Wは副会長ポストに関する情報を問い合わせ,全公連事務局から資料を入手し,西井課長及び有松局長に相談した。
- 西井課長は、人事課室長級職員Bと相談したところ、人事課室長級職員Bが本件を預かることとなった。人事課室長級職員Bは、藤江陽子人事課長と相談し、嶋貫氏に、ある文部科学省OBの名を例示の趣旨で伝えたと発言している。一方、嶋貫氏も、当該OBがふさわしいと思った旨発言している。
- 嶋貫氏は、当該OBに打診したが断られた。藤江課長は、人事課室長級職員Bからその話を聞いて、文部科学省OBである田中壮一郎氏が良いと考え、同年4月28日に前川喜平文部科学審議官にも報告した。
- 藤江課長は、本件は嶋貫氏に動いてもらっている話との認識の下、田中氏が候補として適切か生涯学習政策局で検討してほしい旨を、有松局長又は西井課長に伝えたと思うが、実際にどのような言い方をしたか覚えていないと発言している。 一方、西井課長は、藤江課長から、田中氏ということで、後は社会教育課で進めてほしい旨伝えられたと発言している。
- なお, 嶋貫氏は, 当初の候補者に断られて以降, 自身は関与しておらず, 田中 氏については記憶にないと発言している。
- 西井課長は、本件についての藤江課長の話を有松局長に報告した。有松局長は、自身が長谷川副会長から依頼された案件であるので、実際伝えたことは覚えていないが、自身が長谷川副会長に伝えたと思うと発言している。また、補佐級職員Wは、有松局長、西井課長との打合せの場において、自分が全公連に伝えておく旨発言し、実際に伝えたと発言している。
- なお、結果として、田中氏が副会長に就任している。
- 有松局長,西井課長,補佐級職員Wとも,副会長は無報酬であり,再就職等規制に関わる案件との認識はなかったと発言している。

以上を踏まえると、有松局長は、全公連に対して、自ら、又は、補佐級職員Wを介して、副会長候補者の情報を提供したと考えられる。また、補佐級職員Wは、全公連に対し、副会長ポストについての情報提供を依頼するとともに、候補者の情報を提供したと考えられる。有松局長及び補佐級職員Wの行為は、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「当該地位に関する情報の提供を依頼

し」、「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。

また、副会長候補者の推薦依頼を人事課へ伝え、人事課からの推薦者を有松局長に報告した西井課長、西井課長からの相談を預かり、藤江課長と対応を相談した人事課室長級職員B、及び、候補者の情報を生涯学習政策局に伝え、同局を通じて全公連に候補者の情報を提供した藤江課長の行為は、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。

(32) 指摘を受けた「株式会社学生情報センター(通称:ナジック) II 事案」について

- 平成28年4月頃、株式会社学生情報センター(以下,「ナジック」という。) のgより義本博司大臣官房審議官(高等教育局担当)に対し、一般財団法人学生 サポートセンターの理事長についての推薦依頼があった。
- 学生サポートセンター理事長職は無報酬であり、推薦依頼を行ったg及び推薦 依頼を受けた義本審議官も再就職あっせんとの認識が薄い中、候補者の選定が行 われていた。
- 藤江陽子人事課長は義本審議官から相談を受け、文部科学省OBである工藤智 規氏を含めた局長経験者等の候補者の名前を挙げ、結果として、当時学生サポートセンターの評議員であった工藤氏が良いのではないかということになり、義本 審議官から工藤氏に打診し内諾を得ている。
- その後,藤江課長から,gへの連絡については義本審議官から行うよう要請があり,義本審議官は工藤氏を候補者として推薦することを,gに伝達している。
- また,人事課室長級職員Bは藤江課長より,上記推薦内容を平成25年4月1日よりナジックの特別顧問に就任している嶋貫氏に連絡するよう促され,嶋貫氏に情報提供を行った。
- 藤江課長については、人事課室長級職員Bに嶋貫氏に上記推薦内容を連絡するよう促すことで、嶋貫氏によって再就職の調整がなされることを当然期待していたと考えられる。
- また、学生サポートセンターはナジックとは別個独立の一般財団法人ではある ものの、代表者は同一であり、関連する事業を営んでいることから、人事課室長 級職員Bによるナジックの特別顧問である嶋貫氏に対する情報提供は、学生サポ ートセンターへの再就職あっせん目的での情報提供にあたると考えられる。なお、 結果としては、学生サポートセンター理事長に、工藤氏は就任していない。

以上を踏まえると、義本審議官が g に工藤氏を推薦する旨の連絡をしたこと、人事課室長級職員 B が嶋貫氏に工藤氏の内諾状況等を連絡したこと、及び藤江課長が義本審議官に候補者の提案をしたこと及び人事課室長級職員 B に嶋貫氏に連絡するよう指示を行ったことは法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。

(33) 指摘を受けた「筑波大学事案」について

○ 前川喜平文部科学審議官は、文部科学省から筑波大学に出向中の吉川晃理事に

早期退職を打診し、了承を得た。その際、再就職までに2か月以上は空けるよう 伝えた。前川文部科学審議官は、打診結果を、平成28年6月3日に藤江陽子人 事課長へメールで送信した。

- 前川文部科学審議官及び吉川理事は、打診の際、再就職先の話はなかったと発 言している。
- 前川文部科学審議官は、2か月以上空ける趣旨としては、再就職等規制について、無用の疑念を抱かせないようにするための配慮であった旨発言している。
- 前川文部科学審議官は、藤江課長又は人事課室長級職員Bに対し、吉川氏は1 2月で辞めるので、後のことは嶋貫氏に頼んでほしいと伝えたと思う旨発言している。ただし、藤江課長又は人事課室長級職員Bのどちらが嶋貫氏に依頼したのかは確認できなかった。
- 嶋貫氏は、文部科学省OBである学校法人文化学園遠藤啓理事の後任に関する相談があったという話を聞き、吉川理事を同学園に紹介するのが良いのではないかと考え、同学園に伝えた旨発言している。
- 一方,藤江課長においても,相談を受けていた遠藤理事の後任について,吉川理事もあり得ると同学園 hに伝えた旨発言している。
- なお,吉川理事は本年1月に文部科学省を退職したが,現在,再就職していない。

以上を踏まえると、藤江課長が、学校法人文化学園に、再就職させる意図をもって候補者の情報を提供したことは、国家公務員法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。

また,前川文部科学審議官が,藤江課長又は人事課室長級職員Bに対して吉川氏が辞めた後のことは嶋貫氏に頼んでほしいと伝え,嶋貫氏に同学園に候補者の情報を提供させたことは,嶋貫氏が文化学園との再就職に関する調整を行ったことに鑑みると,法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。

(35) 指摘を受けた「日本生命保険相互会社事案」について

- 日本生命保険相互会社顧問として在籍していた文部科学省 O B である工藤敏 夫氏が退職することとなったため、同社は工藤氏に対して後任の推薦を依頼した。
- 嶋貫氏は、工藤氏から後任の相談を受け、文部科学省OBである高橋誠氏が適任であると考えて本人に打診するとともに、同社にも伝えようと考え、嶋貫氏から同社に連絡した。
- 一方, 嶋貫氏自身が同業他社の顧問であったことから, 同社 i は, OB人事は 人事課に相談する話ではないと考えつつも, 藤江陽子人事課長から嶋貫氏に伝え られるのではないかと考え, 嶋貫氏の関与に対する懸念を平成28年1月に藤江 課長に伝えた。
- 藤江課長は、嶋貫氏が高橋氏を候補者として考えている旨を把握し、人事課室 長級職員Bから取得した顔写真入り略歴と携帯電話番号を平成28年2月に自 ら同社へ提供した。
- 人事課室長級職員Bは、藤江課長から高橋氏の略歴と連絡先の提供依頼を受け

て提供したものの、何のために必要だったかについてはあまり考えていなかったと発言している。一方で、人事課室長級職員Bは、高橋氏の略歴と連絡先を送信後、同社から高橋氏の携帯に電話が行っても、大丈夫な状況でしょうかという藤江課長からの問合せに対して、嶋貫氏に確認し、結果を藤江課長に報告するメールを送付していることから、藤江課長への略歴と連絡先の送付は再就職に関するものであったという認識を有していたと推測される。

○ なお、結果として高橋氏は同社へ再就職した。

以上を踏まえると、藤江課長が、日本生命保険相互会社顧問への再就職を意図して候補者を提示したこと及び、人事課室長級職員Bが再就職に関するものであるという意図をもって、藤江課長に候補者に関する情報を提供したことは、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。

(36) 指摘を受けた「甲子園学園事案」について

- 学校法人甲子園学院は平成28年度末をもって退職する同法人の甲子園大学の幹部の後任として、適任の人材を求めていた。平成28年9月7日、同法人関係者は前川喜平事務次官の文部科学省内の執務室を訪問し、上記幹部の後任として、同大学の経営改善に力を発揮できる人材を、文部科学省の現職職員及び職員 OBに限らず広く紹介してほしい旨を依頼したところ、前川事務次官からは再就職規制等の関係で自分からは紹介できないとの回答を得た。
- その後,前川事務次官が人事課室長級職員Bに対し、嶋貫氏を同法人関係者に紹介することを指示したことが推測され、同月12日に人事課室長級職員Bが嶋貫氏に送信したメール及び人事課室長級職員Bの発言により、人事課室長級職員Bが嶋貫氏の連絡先を同法人関係者に伝え、その旨を嶋貫氏に伝えたことが確認された。同月15日、文教フォーラム事務所において嶋貫氏と同法人関係者との面談が設定され、その際に嶋貫氏より候補者(文部科学省OB)に関する情報が提供された。最終的には、同法人における検討の結果、嶋貫氏から提示された者の再就職は行われなかった。

以上を踏まえると、前川事務次官及び人事課室長級職員Bは、違法認定された他の事案からも、嶋貫氏が人事課との密接な関係の下に再就職の調整を行っていたことを認識していたと考えられ、学校法人甲子園学院が求人依頼を行っていることを認識した上で、嶋貫氏の連絡先を同法人に提供し、その旨を嶋貫氏に伝えたことは、その結果、嶋貫氏が同法人に関する再就職の調整を行ったことに鑑みると、法第106条の2第1項に規定される「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。

(37) 指摘を受けた「人間環境大学事案」について

○ 平成28年11月2日,人事課補佐級職員Xは嶋貫氏からの依頼により,独立 行政法人に出向中の職員Yの略歴その他の情報を,文部科学省OBである人間環 境大学Zに対し,メールで送信した。また,同月,人事課補佐級職員Xは同大学 との間で,メールにて職員Yの採用の可否を判断するための役員面接の日程調整 を行った。

○ なお、職員Yは同大学に再就職していない。

以上を踏まえると、人事課補佐級職員Xが職員Yに関する情報を提供し、再就職に関する役員面接の日程調整をしたことは、法第106条の2第1項に規定する「地位に就かせることを目的として」「役職員であつた者に関する情報を提供」したものと考えられる。

大学等の設置認可等の審査業務関係職員に対する調査について(概要)

大学等の設置認可等については、申請者からの申請を踏まえ、大学設置・学校法人 審議会において、大学運営に関する有識者や各分野の専門家により、教育課程や教員 組織、施設・設備、財務状況などが学校教育法及び大学設置基準等の法令に適合して いるかについて審査を行い、その答申を踏まえて文部科学大臣が認可を行うこととさ れている。

中間まとめにおいては、「III. (5) 指摘を受けた「滋慶学園副学長事案」について」として、大学の設置申請に係る審査の過程で、当時の大臣官房審議官(高等教育局担当)や設置審査に係る事務を担当する職員が、大学の設置審査に関する公表前の情報や是正意見に対するアドバイスを、設置審査とは関係がない部署の職員に提供する行為が行われ、それが公務に対する信用を傷つけるものとして、それぞれが国家公務員法第99条(信用失墜行為の禁止)に違反するものと指摘され、最終まとめにおいても、同様の指摘が行われている。

文部科学省では、中間まとめの指摘事項を踏まえ、他にも同様の事例がないかを明らかにするため、平成21年度以降に大学等の設置等の認可や学校法人寄附行為認可に係る審査業務(以下「大学設置認可等の審査業務」という。)を担当した係長から局長までの職員(他機関出向者や既に退職した者を含む。)全57名を対象として新たに調査を行った。

調査においては、該当者全員に対し、書面により、大学設置認可等の審査業務を担当した際に、文部科学省OB又は所掌事務上設置認可等の審査とは無関係な省内職員から「審査の過程における公開されていない情報の提供」や「審査を有利にするための特別な取扱い」に関する働きかけを受けたことがあるか等について回答を求めるとともに、当該書面調査等の結果から必要があると判断された4名については、弁護士によるヒアリングを併せて行った。

その結果、大学設置認可等の審査業務の過程で、公開されていない情報の提供に関する働きかけを受け、かつ、実際に当該情報を提供したと回答した者は、中間まとめで指摘された大臣官房審議官(高等教育局担当)及び設置審査担当職員(いずれも当時)の2名のみであり、その内容はいずれもすでに中間報告において指摘された「滋慶学園副学長事案」に関するものであった。

このほかの2名についても弁護士によるヒアリングを行ったが、1件は、国立大学に現役出向中の職員から、審査結果の公表当日に、結果についての問合せを受けたが、申請者に伝達する前だったので回答しなかったというものであり、もう1件は、基準の運用等に関する問合せであり、非公開の情報の提供を求められたものではなかったことが判明した。

なお、審査を有利にするための特別な取扱いに関する働きかけを受けたとする回答 はなかった。

再就職等問題調査班特別班員の所見

- 再就職等問題調査班は、限られた時間の中、問題の全容を解明すべく、徹底した調査を行った。特別班員(有識者4名)は、文部科学省から独立した第三者として、調査の方法や内容、事実の確認や違反の有無の判断、報告書の取りまとめを主として担い、調査班員(弁護士15名)と連携し、300回以上に及ぶヒアリングでの質疑を主導してきた。以下、第三者として本調査を通じて実感したことを、国家公務員の生涯の働き方も見据えて、何点か指摘しておきたい。
- 任命権者による調査は、第三者による調査に比して、客観性や外部性に劣る一方、 組織の内部事情に通じた者が行うことによる掘り下げた調査が可能である。この任命 権者による調査に、今回のように、弁護士や学識者が加わることで、客観性・外部性 が担保されるとともに、事実認定や法律の解釈等における専門性の確保にも資するこ ととなったと考える。

その一方、刑事事件のような捜査権はなく、公用メール記録の精査と本人含め関係者の任意のヒアリングが中心の調査となった。あっせん構造の解明や一部の事案において、人事課をはじめとした職員の記録と、職員のヒアリング等の結果をもとに、対象となる行為について事実認定しなければならず、再就職等規制違反を扱った過去の実例が少ない中で、幅広い見地で全体像をできる限り把握し、公平かつ公正という点に留意しながら、違法性の認定について判断することに最大限努めた。

特に、あっせん構造の解明に関して、構造の中での運用は、反復・継続しているとはいえ役所の仕事としてはリジッドな運用がなされていなかったことや、職務分掌ではない業務がいわば『業務的に』行われてきたことから、文部科学省の事務方トップ以下の運用に関与した者や構造及びその運用をおおよそ認識していたが特に改善の対応をしなかった不作為者の認識についても統一性がとれたものではなかった。そのため、構造の考察、個々人の関与度についてはより丁寧に行ったところである。

- 職員の行為の違法性の認定に当たっては、客観的な視点を維持し多角的な議論を行ったところである。違法認定の結果として課される懲戒処分は、刑事罰とは性質を異にするものの、職員本人に影響を与える重大なものであり、上記のような調査の中で、職員があっせん行為に関与したか否かについて評価・判断する際には、十分かつ慎重に検討を重ねた。
- 処分権者である文部科学大臣は、事の重大性に鑑み、職員の懲戒処分について厳し い態度で臨む必要があるが、このような議論・検討の経過も踏まえながら、本調査結 果に基づき公平かつ厳正な処分を行うべきと考える。
- あわせて、文部科学省においては、今後とも再就職等規制違反が疑われる事案に恒常的に適切に対処するとともに、再発防止に万全を期すべきである。

再発防止策については、調査班としては、最終報告にその方向性を指摘するに止めたが、文部科学省において、具体的な再発防止策を検討・実施する必要がある。その際、第三者として指摘しておきたいのは、この再発防止策が、再就職等規制を扱う職員を中心として現職職員の行為を監視するだけの方策では十分なものとは言えないこと、および監視体制においては省内のみならず外部の国民目線も導入すべきということである。

また、国家公務員がそれまでのキャリアで培ってきた能力・経験を退職後も行政府外で有効に活用しつつ、適切に第二の人生を歩めるようにするという視点が、本人だけでなく、社会にとっても有益に生きることが望ましい。そのため、文部科学省において、政策志向型の職員を育成する観点からも人事の在り方も検討し、職員一人一人が生涯を通じて能力・経験に見合った活躍の場が持てるようになることが期待される。そうなることが、翻って、再就職等規制違反の抑止につながるであろうと考えるものである。このことは、文部科学省のみならず、国家公務員全体に関わることでもあろうが、この視点からも、文部科学省は他省庁の模範となるような取組を進めていただきたい。

○ 一部の OB と現職職員による再就職等規制違反において、国民の文部科学行政全体に対する信頼を損ねたことは計り知れない程深刻である。信頼回復に向けた文部科学省の真摯な努力の積み重ねを期待する。